

1 議事日程（3日目）

[平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成21年6月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (14)	1. 新型インフルエンザ対応策について (1) 市における行動計画と予防対策について (2) 感染者の入院先と診療体制について (3) 小・中学校における対応策について (4) 修学旅行についての考え方について 2. 医療費抑制政策について (1) 市民の医療費負担軽減策について (2) 医療費抑制策がとられないのは成果が上がらないからか、職員が足りないのか、その原因について
2	藤井 雅之 (2)	1. まほろば号について (1) 2008年6月議会でまほろば号について質問した際に「検討する」と答弁された2件について伺う。 ① 西鉄都府楼前駅バス停への時計設置について ② 夏休み中の利用促進策と今年に対応策について (2) 西鉄二日市駅東口への乗り入れについて 2. 自治会制度と高齢者支援について 各行政区において、独居老人の把握など、高齢者支援の自主的取り組みがなされているが、任意組織が病院などの公的機関との対応時には個人情報保護法などの制約も受けると思う。その対応策について伺う。
3	原田 久美子 (1)	1. 定額給付金について (1) 子ども特別手当給付金について (2) 一人暮らしの高齢者等の給付金申請の取り扱いについて 2. 市内通学路の整備について (1) 自転車通学について (2) 学校施設の登校・下校門について (3) 昇降門の利用並びに道路増設について 3. 太宰府市の入札制度について

		<p>指名入札参加者の指名基準について</p> <p>4. 太宰府市の河川整備について 景観に関する御笠川などの河川整備について</p> <p>5. 耐震改修促進法について 平成18年1月26日の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行に伴い耐震基準以下の住宅及び特定建築物の耐震化対策及び啓発について伺う。</p>
4	中 林 宗 樹 (8)	<p>1. 児童・生徒の学力及び体力の向上について 今、「秋田に学べ」と秋田県の教育方針が全国的に注目を集めているが、本市での取り組みについて伺う。</p> <p>2. 新型インフルエンザについて 福岡地区においても感染者が確認されたが、本市の対策について伺う。</p>
5	村 山 弘 行 (16)	<p>1. 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について 本条例が適用される対象の公益的法人とその対応（具体的な事務的处理）はようになってくるのか。また、今後の運用について伺う。</p>
6	渡 邊 美 穂 (4)	<p>1. 学童保育所の時間延長について 今後保護者のニーズに対してどのように応えていくのか。</p> <p>2. 自治会への移行状況について (1) 各自治会の規約改正等の進捗状況は。 (2) 自治会の成立要件について整理されたのか伺う。</p>
7	大 田 勝 義 (12)	<p>1. 子どもたちの安全・安心について (1) 小学生の携帯電話の学校持ち込みについて (2) 集団登校について (3) 通学路の安全のための横断歩道、白線引きについて</p>
8	武 藤 哲 志 (19)	<p>1. 緊急雇用創出事業実績と今後の経済危機対策関係予算の実施状況について 今日までの緊急雇用創出事業と「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」約1億8,100万円の実施計画等について太宰府市は具体的にどのように取り組むのか。</p> <p>2. 生活困窮者の増加に対応するため、生活保護実施及び国民健康保険税滞納者に対する保険証交付手続きについて 大変な不況で職や住居を失った方々へ支援することと福祉事務所の体制整備が具体的に通達されている。また、失業対策として国保税減免を実施すれば国は財政負担を約束しているの、実施を要求する。また、悪質滞納者以外について、病気の場合、短期保険証を特別な事情に準じるとして交付するよう通達されているが、窓口の対応はどのように考えているのか。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	松田幸夫
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	新納照文
会計管理者併 上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	轟満	協働のまち 推進課長	諫山博美
市民課長	木村和美	環境課長	篠原司
福祉課長	宮原仁	高齢者支援課長	古野洋敏
保健センター所長	和田敏信	国保年金課長	木村裕子
子育て支援課長	原田治親	都市整備課長	神原稔
建設産業課長	伊藤勝義	上下水道課長	松本芳生
教務課長	井上和雄	学校教育課長	小嶋禎二
監査委員事務局長	井上義昭		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松島健二	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、15人から提出されております。

そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日15日8人、明日16日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

新型インフルエンザについてでございます。

本市は観光都市であります。国立博物館開館に伴い、諸外国からの来訪者が700万人からの数に上っております。したがって、今回発生いたしました新型インフルエンザは、いつ市民の皆様に感染者が発生するか予想できません。今回の新型インフルエンザは弱毒性とも言われておりまして、高熱が出て何日かすれば感染者は病院から退院となっているようであります。したがって、最初の水際作戦からかなり見解が軽くなり、小・中学校での休校対策など、かなり緩められた行動計画に変わってきております。しかしながら、新型インフルエンザを軽く見てはなりません。感染力は強いということを念頭に置きながら対処しなければならないと思っております。

志免町で発生いたしました新型インフルエンザは、行政の説明不足により板付小学校、中学校へと飛び火しました。本市でも広報配布の際、チラシにより予防的なことが各家庭に配布されておりました。早速の対応ありがとうございます。しかしながら、市民の方が感染した際の対策が私たちには示されておられません。私は、安全・安心のために、感染者が発生した際、行き先の病院、発病者周辺の対応、診療体制、行政における行動計画等周辺予防対策について示されておられませんので、予備知識として市民に知らすべきと思いますので、伺います。

今回の新型インフルエンザの特徴は、若い人がかかる率が高いようであります。したがって、義務教育であります小・中学校についての対応策、例えばマスク、消毒液などどのよう

な対策がとられているのか伺います。

また、修学旅行が今後考えられますが、京阪神方面であれば新型インフルエンザの地域に行くこととなりますが、どのような考え方でどのような方面に修学旅行を考えられているのか伺います。

秋口から冬にかけてインフルエンザが予想されます。したがって、備えあれば憂いなしと言われておりますように、市民の皆様をこのようなインフルエンザから守るための医療体制、予防体制についてどのような見解をお持ちか伺います。

次に、医療費抑制政策について。

私は、機会あるごとに市民の医療費負担を軽減するために健康づくりを推進すべきと訴えてまいりました。しかしながら、市当局はいまだに具体的に推進しようとなされておりません。このため毎年のように医療費値上げが市民の負担となって、日常生活の楽しみが失われてきております。人はなかなか1人では趣味や健康づくりは長続きできないものであります。したがって、健康づくりや趣味等を専門に職員を配置し、各地域を指導して回られれば、そこに人が集まり、話題が豊富になり、認知症や寝たきり、病人等が防げると機会あるごとに指摘してきたところであります。

また、今回自治会制度に移行され、ますます地域と行政が相共同して行わなければ安全・安心なまちづくりも難しくなるのではないかと思料いたします。

したがって、この際、地域を回り、軽運動、歌や踊りなどを積極的に推進し、家に閉じこもり的な人に外に出る機会をつくり、明るい生活を送らせるように企画すべきと思いますが、市民の医療費負担軽減策についてどのような軽減策を考えてあるのか伺います。

医療費の個人負担が少額の自治体は、早くから職員を配置し、このような健康づくり政策をとられ、医療費が安くなり市民負担も少なく済んでおります。したがって、単年度でその成果が上がってこないから実施されないのか、職員が足りないのか、原因はどこにあるのか、市民の医療費負担軽減をどのように考えてあるのか伺います。

私は、市で催されるイベントや参加記念として行事あるいは健康づくりに参加された際にポイントを与え、そのポイントが何点かたまれば景品あるいは商品券と交換できるようなシステムをとられれば、かなりの健康づくりに役立つのではないかと思料いたします。市でもいろいろな健康づくりに一考されれば医療費削減につながると思いますので、なお一層の努力をお願いいたします。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今回の新型インフルエンザにつきましては、国は感染や毒性の状況等を勘案し、5月22日に基本的対処方針を示され、国民へ安心した社会生活を送ることができるようにメッセージを出されたところでございます。

福岡県におきましても、糟屋地区での発生を受け、5月26日に対応方針が示されております。

す。

現在、福岡市で感染が拡大しておりますけれども、太宰府市におきましては、3月に太宰府市新型インフルエンザ対策行動本部を設定しております。市内で発生した場合には市長を本部長といたしまして対策本部を設置し、安心して生活ができるように速やかに対処する所存でございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の本市の計画と予防対策についてでございます。

職員が新型インフルエンザに対する正確な知識を得る必要があることから、筑紫保健福祉環境事務所の協力を得まして、本年1月早々に全職員に研修を実施し、3月時点では強毒性の鳥インフルエンザ発生に対応するための太宰府市新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。

その後、4月に突然、感染力が極めて強く、弱毒性ではありますが新型インフルエンザA型がメキシコで発生したため、国内、県内、市内で発生した場合を想定し、職員の動員体制を立てています。

また、去る5月19日には新型インフルエンザ警戒本部を設置し、継続して警戒に当たっております。

感染者周辺の対応は、基本的には封じ込め対策でありまして、福岡県による調査で接触者を確定し、適切な医療等の対応を図ることになります。

2点目の感染者の入院先と診療体制につきましては、福岡県の計画に沿って行われております。6月広報でお知らせしましたように、新型インフルエンザ様の気になる症状があるときは、筑紫保健福祉環境事務所または福岡県に電話相談をして指示を受けていただくというのが現在の対応方針でございます。

国の対応方針が感染状況により変化をいたしております。福岡県の医療に関する対応も同様になってきていますので、本市の行動計画や感染後の対応について、時宜にかなった情報を提供し、対応できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 新型インフルエンザの感染予防のため、小・中学校では児童・生徒に対し、手洗い、うがい、せきエチケットの徹底や、せきなどがある場合はマスク着用について指導を行い、保護者に対しては、県内の発生状況や家庭での手洗い、うがいの励行、学校が臨時休校となった場合の対応について、その都度通知をいたしております。

新型インフルエンザの感染防止のため、保護者に対して毎朝子供たちの健康状態の確認と検温を行ってもらい、37.5度以上の熱がある場合は発熱相談窓口で連絡をして指示を受け、学校に連絡をしていただくようにいたしております。毎日の欠席者数と欠席者の中にインフルエン

ザ様の症状がある場合の人数を学校から教育委員会に報告してもらい、新型インフルエンザの発生についての状況把握に努めているところでございます。

市内の小・中学校に通う児童・生徒に新型インフルエンザの感染者が発生した場合には、県保健部局などからの臨時休校の要請によりまして市対策本部が臨時休校を決定したことに応じて、教育委員会は当該学校長に臨時休校の要請を行います。

なお、学校が地域の感染源になりやすいことから、感染拡大を防止する上で感染地域、感染拡大の状況から判断して、必要に応じて他の学校にも臨時休校または学級閉鎖の要請を行います。臨時休校、学級閉鎖の際には事前に準備いたしました自宅学習用の各教科教材の課題等を児童・生徒に配付をいたします。

マスクにつきましては、現在のところ教職員分を確保いたしております。

次に、修学旅行につきましては、小学校7校すべてが長崎方面となっており、2校が5月に実施済みでございまして、5校については10月から11月に実施を予定いたしております。中学校については、鹿児島方面となっており、9月に実施を予定いたしております。

修学旅行につきましては、文部科学省より新型インフルエンザに関する修学旅行などの対応についての通知が来ております。内容は、臨時休校の学校を除き、自粛を求める状況ではないこと、修学旅行の教育的意義や児童・生徒の心情などを考慮し、当面の対応として修学旅行の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取りやめた場合であっても改めて実施することを検討したりするなどの配慮が求められています。このため、実施する場合には、現地の新型インフルエンザ発生状況等を確認しながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応マニフェスト的に回答を得たわけですが、まず市では、5月に市長が本部長で対応されているということですね。メンバーが恐らく市の職員ばかりだろうと思えますけれども、このほかに保健所関係の方などがおられるのかどうか、それが1つです。

それから、私が一番気になるのが、こういう体制づくりも大切ですが、市民の方は熱があったらすぐにかかりつけの病院に行くことが多いと思うんですね。その目安がなかなかとりにくいと思えますけれども、こういうパンフレットが出ておりますのである程度の認識はあるだろうと思っております。しかしながら、その初動態勢が一番気になるところでございまして、市民の方はそういうふうで、せきが出たり高熱が出た、不安がってすぐに筑紫保健所というのは考えずに、やはり市役所に電話があると思うんですね。市役所に電話をされるときには、ウイークデーであれば保健センターですか、そういうところにつなげると思いますが、これはまた保健センターはまた別の電話番号になっているんですね、たしか、そういう問題ありますよ、うちに。それから、土曜、日曜、祭日、このときにかかる率が高いんですよ。こういうときに、先ほど説明ありましたように、県の保健衛生課になるわけですが、その電話番号

なんかもやはり市民の方はわかりにくいと思う。やはり土、日、祭日についても市役所に連絡があると思うんですね。そういう場合に、警備員さんですか、そういうところにちゃんとそういうような指示がいつておるのかどうか、そういうところをちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 太宰府市の新型インフルエンザ対策本部でございますが、市職員のみかということでございますが、現在は市長をトップとする市職員のみでございます。保健所の保健師のかかわりということでございますが、上位機関ということになりまして逐一保健所から保健センターのほうに連絡あるいは指示等が参っている状況でございます。

次に、市民からの問い合わせでございますが、ご指摘のようにまず土曜、日曜、祝日等は警備員のほうにこちらに電話しなさいという一覧表を持たせてありまして、筑紫保健福祉環境事務所、あるいは福岡県の保健衛生課、こちらの電話番号を大きな文字で置いておりまして、こちらに電話をしていただくように案内をしていただいております。

ちなみに5月の連休でございますが、問い合わせがありまして、約五、六件の問い合わせがあったという報告を聞いております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） もう一点はですね、一応4市1町での協力体制、近辺の、あるいは都市圏での協力体制もあると思うんです。というのが、昔は太宰府の今の福岡県の九州歴史資料館のところに避病院ってあったんですね。これ、約60年ぐらい前に東京相撲のお相撲さんも今の双葉老人ホームのところに100人ぐらいおられて、そのうちの80人ぐらいお相撲さんが赤痢にかかれたことがあるんですよ。ほんで、その避病院も満杯になりまして、廊下に寝たり、そういうことも聞いておるわけですが、そういう時代のときには避病院があつて安心しておったんですが、今は個人病院、あるいは、かかれた方は新聞によりますと福岡市のこども病院で隔離病棟があると。この人数が多くなれば、やはり隔離病棟が不足するんじゃないかなと思うわけですね。そういうことも考えて、たまたま弱毒性だからという気持ちもあるんですがね、こういう4市1町あるいは都市圏での協力体制はどのように考えてあるのか、そういう通達的なものがあれば教えていただきたい。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 筑紫地区でございますけれども、昨年9月でございます。筑紫保健福祉環境事務所を中心にしまして、筑紫医師会、消防本部、筑紫野警察署、行政が一緒になりまして研修を積み重ね、昨年9月には自衛隊福岡病院の協力を得まして新型インフルエンザ発熱外来実地訓練というのを行つておるような協力体制ができております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応そういうことでわかりましたんですが、このインフルエンザにかかられた方、こういう方は、周知徹底するために公表できないと思うんですね、プライバシーとの、その点どういうふうな広報というか、やり方されるんですかね。プライバシー、今人権問題やらプライバシーでなかなかいろんな体制がとれない状態になってきているんですね。自治会制度になっても、そういうプライバシーとの絡みがちょっと難しいと思うんですが、そういう公表ができない。どのような対応をされるのか、ちょっとその点、1点。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡県では、5月に糟屋地区で1名の新型インフルエンザの感染者が確定をされました。糟屋地区、志免町という町名がマスコミで発表されましたけれども、志免町役場にはその当日、翌日七十数件の問い合わせの電話があったという報告を受けております。問い合わせの内容は、どこのだれかという問い合わせが非常に多かったようであります。つまり、自分がその人、その地域に触れないといえますか、そういう用心のためだろうとは思いますが、行政としましてはどこのだれというのはプライバシーに配慮して発表をいたさないことといたしております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） そしたら、今のようなどころには、行政区で発生しましたというような言い方にしかならんですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡市の公表状況を見ますと、校区という形で発表がされておるようでございます。それに準じたような発表になるうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） じゃあどうもありがとうございました。

それから、小・中学校関係につきましては、詳しく説明していただきましたので安心しました。ただ、そういう学生さんが出ないことを願っております。

以上でこの1問目は終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民の医療費の負担軽減策についてお答えを申し上げます。

医療費の削減は、一連の医療制度改革の柱でございまして、国を挙げて取り組んでいるところでございます。

現在、太宰府市では、健康づくりの基本でございます運動、栄養、休養の3本柱に各種の講座、あるいは教室、サークル活動など市を挙げて支援を行っておるところでございます。また、昨年度から始めました特定健診、保健指導も、生活習慣病を減らし、健康になることで、結果として医療費の削減を目指しております。健診のデータを活用いたしまして、一人一人に適切な保健指導を提供しながら、積極的に健康づくりの支援をしてまいります。

2点目の抑制策がとられていない原因についてお答えを申し上げます。

先ほどご説明いたしましたように、健康づくりによります医療費抑制策につきましては、さまざまな対策によって現在も進めております。

さらに、その推進を図りますために、平成21年度から国保年金課に専門職員を増員をいたしまして配置をし、推進体制の充実を図りましたので、医療費の抑制につながるよう着実に事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

地域におけます健康対策につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域における健康対策についてご説明いたします。

おおむね30代から生活習慣病が増加する傾向がありますが、その手だてとして平成20年度から制度化されました特定健診、特定保健指導とともに地域の健康を高めるために地域健康づくり事業を実践をいたしております。

校区単位での精神保健講演会や運動による健康づくりの実践、また健康推進員による健康講座の企画、食生活改善実習など地域での健康づくり事業は、参加者にとって情報交換や交流の機会にもなっております。

また、閉じこもりや寝たきり予防等、介護予防の側面からは、平成21年度から自治会、民生委員との連携を図りまして、いつまでも生き生きと健康的な長寿生活を楽しむための体力づくりを目的としました「いきいき元気教室」という筋力アップによる介護予防事業を市内10地区に展開をしております。

さらに、認知症予防に向けまして九州大学健康科学センターとの共同で、原因、予防対策の調査研究を実施をします。

また、健康づくりには、豊かな自然環境も有益な資源となります。

まちぐるみ歴史公園として取り組みを始めました四王寺山周辺遊歩道整備事業は、だれもが気軽に散策ができ、外に出て自然を楽しみながら、あわせて健康づくりにもつながるものでございます。

心身ともに健康であるために、健康な体とともに精神面での生きがいづくりも非常に大切な要素でございます。幸いに本市は、市民文化祭、歩こう会等、市民が主体的に取り組むさまざまな活動が活発に行われております。地域での活動は、コミュニティづくりの大きな推進力にもなり、市民の皆さんに進んで参加していただけるよう努力をしております。

次に、2点目の国民健康保険における医療費の抑制対策でございますが、特定健診・保健指導以外にも幾つか取り組んでおります。

保険者として行うレセプトの審査点検は、直接的な削減効果がございます。

また、重複多受診者への訪問指導や今年度から被保険者全員にジェネリック医薬品お願いカードを配布をしまして、後発医薬品の使用推進による調剤費の削減に取り組んでまいります。

追加でご指摘がございましたポイント制の提言につきましては、提言というふうを受けとめをさせていただき、調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） なぜこの問題を出したかといいますと、これ、国民健康保険の担当課長さんの努力でこういう資料ができました。右肩上がりに医療費給付費が上がってきておる。間もなく一般会計を追い越すのではなかろうかという勢いでございます。一般会計はもう200億円を切ったところでストップしますけれども、この医療費は毎年、毎年億単位で上がってきております。したがって、こういうような質問をさせていただいたわけです。

先ほど市長の答弁で、専門職員を配置した、これ、何人配置されたのか、これが第1点目ですね。

それから、福祉部、健康関係者につきましてはいろんな形で努力してあることはもう十二分に認めております。しかしながら、医療費が伸びるもんだから、これをどうしたらいいのかということで質問させていただいておりますので、皆さんが仕事してないということじゃないんです。仕事はしてあるけれども、医療費は伸びる。それをどうやって今後抑えていくかということをやっぱり検討しなくてはいけないと思う。

最後に、部長言われましたポイント制、これ、やはりなかなかですね、何か目標があれば人間というのはその目標に向かっていくもんですからね、ぜひともこれは検討していただいて、最後に市長に聞きますけど、予算もつけてもらいたいと思いたいがね。そういうことで、これは結局、今医療費がずっと下がってきておる、東北のほうは特にそうですけれども、やはり健康づくり、いろんな食生活から何もかも今言われましたけれども、よそでもやっておるんですけれども、それ以上に職員がやっぱり配置されて、その職員の方が今度は自治会の方たちにまた教えて、その自治会の人たちが今度はボランティアでやっている、そういう、今度幸い自治会制度できていますのでね、この職員の、何人配置されたかわかりませんが、その人たちが中心でどんどん、どんどん地域に入ってもらいたいということでございます。ちょっとまずその点、何人職員配置されておるのか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくりは最も大事なことでございまして、医療費の削減には大事なことだろうと思っております。

平成21年度からは、正職の保健師を1名増員をいたしました。嘱託の栄養士も1名増でございます。それから、従来の嘱託の保健師2名を職員に当てましたので、都合専門職4名増えたということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） どうもありがとうございました。この4人の方がですね、2班ぐらいに分かれて各地域を回っていただきたいと思いたいです。もうこれは、実践、実動していただければ効果が上がってくるんじゃないかなろうかと。

最後に、市長、今4人の職員配置、ありがとうございます。これによって来年度は少しは変

わるんじゃないかと思うと期待はしています。それ以上に今度は、やはりなかなか1人だけでは目標がないからしぼみがちになります。先ほどちょっと部長からも回答ありましたが、ポイント制を何か早い機会に、例えばJ A、農協さんあたりに頼めばかなり積極的になるんじゃないか、これは例題ですけど、それやら商店街ですね、そういうところとの協力体制をしていただいて、やはり市でイベントする、健康づくりだとか何か、そういうときに判をもらって、それによって、歩こう会も一つのポイント制だろうと思いますが、そういうことを積極的に進めていただきたいと思いますが、その点について、予算面も出てきますけれども、極力努力してもらいたいと思いますが、市長の方針をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 医療費の抑制策については、いろんな施策があるだろうと思います。私は、安部議員もご指摘をされておりますように、総合行政だというふうに思っております。単独の国保の担当だけの問題ではないと。やはり市民、被保険者が健康になるすべを総合政策の中で樹立すべきだというふうに思っております。

私は、土日もそれぞれ各種の開催イベント等に出しております。昨日等々については、文化ふれあい館のリコーダーアンサンブル等々の演奏会もあっております。会場いっぱい、文化ふれあい館のエントランスホールいっぱいでもございました。そこには高齢者の方も壮年者の方も、すべて来られております。あるいは、天満宮のお田植え祭もございました。あるいは、天満宮では池坊を初めとして生け花の展示会もあっております。それ以外にも、今はソフトボール、野球でありますとか、いろんなイベントが各種の中で市内では行われております。やはり私も、高齢者にありましては外出支援というような形の中で、まほろば号等も運行をいたしております。そういった市民の方々が外に出られる機会を支援していくというのが行政の私は役割であるというふうに思っております。

安部議員がご指摘をされましたそういったポイント制の問題も一つであろうと。どうしたら市民の皆さん方が楽しく外に出る、そういった機運になってくるかというふうな、そういった場づくりというふうなこと等もやはりシステム含めまして必要ではないかなというふうに思っております。あらゆる限り可能性を追求して、私どもはこれはいいといった、そういったやり方等々については積極的に私はチャレンジしていいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 福祉の皆さん、健康づくり、大変毎日のように頑張ってくださいましてありがとうございます。今後もまた医療費削減のためにまた頑張ってくださいまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、2項目質問いたします。

まず、まほろば号について伺います。

昨年から西鉄都府楼前駅を拠点にした新たな運行体制がスタートし、1年が経過しました。市民の皆さんからは、定時運行がされるようになって乗りやすくなったなど、おおむね好意的な意見があるように感じます。

しかし、すべての課題が解消したかという点、そうでない面も見受けられます。昨年の6月議会においてまほろば号について一般質問を行いました。その際に指摘した西鉄都府楼前駅でのバス停の時刻表示の改善などはすぐに対応していただきました。しかし、あわせて質問したときに検討すると言われた2点の問題について、今回伺います。

まず、西鉄都府楼前駅への時計設置の件です。市民の方からも、腕時計や携帯電話など時間を知るすべを持っていないときにバスの時刻を確認するとき、駅舎に時間を確認しに行かないといけなくて不便といった声が寄せられています。昨年の質問の際には、現地を調査した上で検討したいという答弁がされていますが、今どのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、夏休み中の利用促進策についてですが、昨年の一般質問の際には、当時の担当部長は必要だと思えばと答弁され、検討していきたいと言われていますが、今年の夏休みはどのように対応されるのかお聞かせください。

まほろば号の質問の2項目めは、西鉄二日市駅東口への乗り入れについてです。

3月の予算特別委員会において武藤議員からも、周辺道路も整備され、市民の利便性向上のために東口乗り入れについて運輸局との協議をとる質問が出ていますが、答弁では、今相談している最中と言われていています。どこの機関と相談しているのかは明確になっていませんが、どちらの機関と相談され、東口乗り入れについてはどのようになっているのかお聞かせください。

質問の2項目めは、自治会制度と高齢者支援について伺います。

各行政区において、独居老人の把握など、高齢者支援の自主的な取り組みがなされています。自主的な見守り隊など、さまざまな形で独居や老夫婦だけの世帯、形態は関係なく高齢者支援に取り組まれています。しかし、万が一地域で暮らす高齢者の方に入院など日常生活を通して起こり得るアクシデントが発生した場合、通常では民生委員の方が対応されることとなりますが、民生委員の方も多くの行政区では児童民生委員としての役目もあり、高齢者支援については自治会の任意組織のほうが地域の高齢者の方の日常生活実態を把握しているケースもあるようですが、任意組織が病院など公的機関の対応時には個人情報保護法などの制約も受けると思います。今後、市としてどのように高齢者支援のあり方を考えておられるのか、認識を伺います。

自席におきまして再質問を行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、まほろば号についてご回答申し上げます。

昨年4月のダイヤ改正によりまして、西鉄都府楼前駅を拠点とした新たな運行形態、それに伴います路線のコンパクト化などによりまして、まほろば号の合理化を図ってまいりました。本年4月には、乗り継ぎに重点を置いたダイヤの見直しを行いまして、利用者の利便性をさらに向上させられたものと思っております。

具体的なものにつきましては、それぞれ担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 西鉄都府楼前駅バス停の時計設置につきましては、都府楼前駅バス停の拠点機能の充実と利便性の向上のため、バス現在地案内システムの検討を現在行っております。しかし、このシステム導入までにはまだ課題も多く、いましばらく時間が必要であると思っております。

そこで、藤井議員が提案されております時間の掲示等につきましては、このシステム導入までについては、先ほど申しましたようにいましばらく時間も必要ですので、駅前広場内に時計の設置を行えるよう、現在関係機関と調整を行っております。

次に、夏休み中の利用促進と今年への対応策につきましては、提案がありました新たな期間限定割引運賃券については、現在も調査研究中で導入には至っておりませんが、まほろば号の利用促進を図るため、夏休み期間の文化ふれあい館、あるいは市民プールなどの公共施設の利用はもとより、市内に点在します多くの名所旧跡をめぐる歴史学習、あるいは夏休みの課題学習には、1日フリーパス券の利用など、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、西鉄二日市駅東口への乗り入れについて回答いたします。

御垣野・隈野線の開通を受けて、国道3号高架下の道路拡幅も完了し、西鉄二日市駅東口へのアクセスが可能になりました。JRや西鉄駅などへの公共交通機関の整備については、本市のまちづくりにおける課題でもあり、継続的にさまざまな検討を行っているところであります。

手法につきましては、西鉄宇美線の延伸やまほろば号での運行、あるいは新たな交通システムへの対応など考えられますので、現時点では外部機関との協議は西鉄だけで行っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まずですね、昨年の検討すると言われたところの(1)のところを伺いますけれども、その時計の設置、そのシステムが間に合わないから新たに時計の設置は今するというふうな、する方向で、広場内にしていくということで検討していくというふうには私はその答

弁受け取りましたけども、例えばその時計の設置が一番私が目安になるかなと思ったのは、五条駅前のバス停は駅舎から出て正面にバス停ありますけども、右のほう向きますとモニュメントのデジタル時計がありますよね。あれば非常にバス停の機能としては私はわかりやすいモデルだなというふうに思ったりもするんですけども、特に、ただ五条駅前のあのバス停も私、現地調査に行きましたけども、そういったデジタルの関係で日差しが強いときにはですね、ちょっとデジタルの部分が見にくい状態にもなったりしてますので、特に高齢の方が利用されるバス停の状況もありますので、そういった部分にも配慮した形ですね、ぜひ進めていただきたいというのと、今答弁ありました新システムの導入というのは、これはいつをめどに行われる考えなのか。それと、もしそのシステムが導入されたら、まさかと思えますけども、その設置した時計は撤去するとか、そういった考えまで持っておられるのか。簡易的な時計を設置しようと思っておられるのか、それともずっとそこに時計として置いておくものを考えておられるのかというのを時計の設置に関しては伺います。

それと、夏休み中の利用促進策については、具体的に割引等は考えてないということでしたが、いろいろ市内の文化ふれあい館あるいは市民プール等のそういった施設の対応、あるいは課題学習での活用等していきたいということだったんですけども、その具体的なPRの方法については、今どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 新しいバス現在地システムにつきましては、現在バスがどこを移動しているかというような表示ができるようなものを考えておりますけども、これは西鉄が運行しておりますシステムとの関連もございまして、技術的なもの、あるいは費用的なものもろもろありますので、先ほども報告したとおり、今検討を続けているところです。

時計の設置につきましては、そういう運行システムが表示できれば、藤井議員が提案されますように、お年寄りが腕時計を持っていなかったりとか、なかなかあって、やっぱりバス停にはそういう表示が必要じゃないかということでご指摘もあっておりますので時計の表示を検討しておりますけども、今ご指摘の五条駅前広場のような時計塔を設置しますと、かなりの事業費がかかります。利用者のためだけに時刻を表示するということであれば、そういうシステム導入で間に合うのかなと思ってますが、なかなかそういう現実的に難しいという、現在間に合っていないので、どのくらいの時計を設置するかというのは駅前広場の関係の建設経済部とも今現在調整をしているところです。

今ご指摘の見えにくかったりとか、大きさの問題とか、そういうものを当然配慮したものを設置していくことになると思っております。

それから、夏休みの期間中の児童・生徒さんのまほろば号の利用促進ですけれども、現在もまほろば号の利用については全体的なものでPR活動行っておりますけども、特に中学生あたりのターゲットを絞ったような利用促進については、教育委員会とも協議をしながら、何かPRができる意匠があるのか検討をしていきたいと思っておりますが、基本的には広報等でのP

Rを現在考えているところであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひその時計の設置というところではですね、利用者のためだけというような今答弁ありましたけども、3月議会で橋本議員からバス停とかバス車内の広告の掲載の問題も質問が出ておりましたけども、西鉄都府楼前駅に時計を設置して、そこに例えば広告をとるという手法も私は検討していいんじゃないかと思うんです。ターミナル化の拠点駅ということですから、一定利用者も多い駅というか、バス停であろうかと思しますので、設置する場所によっては広告をとることで時計の設置費用も、1年、2年で回収できるような広告料ということには難しいかもしれませんが、広告をとるという部分を検討していけば、いずれはその時計の設置事業費自体はペイできるような形も私はあるんじゃないかなというふうに思いますので、その検討されているということですけども、今あわせてそういった視点でも、広告の掲載等も可能なのかということもあわせて、これは内部で検討していただきたいというふうに思います。

それと、夏休み中の利用促進策ですけども、今PR、教育委員会と相談するということがあったんですけども、ちょっといろいろ夏休みになりますとまたまほろば号以外にもいろいろなイベントがありますよ、子供たちをターゲットにしたようなですね。テレビ等見ていただければ、特に小学生の小さい低学年のところだと、遊園地で子供ショーがあつたりとか、そういったところがテレビからもう垂れ流しといたしますか、そういった状況どんどん広がってきますよね。当然子供たちがまほろば号に乗りたいと思うのか、それとも例えばどっかの遊園地に行ってそういった子供ショーを見たいと思うのかという、そういったところと、何というんですか、子供の、極端なこと言えば取り合いになってくるわけですよ。そういった部分でのPRが果たして広報だけで私は十分なのかというのがちょっと疑問に思うわけです。夏休み前に当然子供にプリントをして、まほろば号の魅力とか、まほろば号に乗りたい、乗せたくなるようなそういった手法もあると思いますし、あわせて保護者の方、父母の方にもまほろば号に親子で一緒に乗ってもら。あるいは、夏休み中、日中子供たちをまほろば号に乗せてもらえるような、そういった部分も協議する必要があるんじゃないかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 駅前広場に時計を設置する場合のネーミング料といいますか、そういう施設ネーミング料、本市においてどのようなものが可能なのか含んで検討すべきだろうと思います。ご指摘のように関係機関との調整の中ではそういうものも検討の一つの手法として取り入れていきたいとは思っております。

また、子供さんの利用ですけども、私も今年度からまた5年ぶりぐらいに担当になりました、過去いろいろな子供さんたちの通学の利用とか、そういうことで各学校周りをしたことも

あります。ぜひまほろば号に乗っていただきたいというようなことでPR活動もやりましたけども、現実問題、子供さんの利用料は保護者の方が持っておられまして、生徒指導の先生たちにも相談しましたが、そのくらいの距離は歩いていけど、100円持たせてぜひまほろば号に乗りなさいというようなことはなかなか現実難しいというようなこともありますので、藤井議員がおっしゃいますように、今まほろば号のさらなる利用促進を図るのは、新たにターゲットを絞りながら、いろんなできる限りのPR活動をすることは私たちも当然必要だろうと思っておりますので、そういうふうなところで今後、市長も申しますように、まほろば号の担当者については創業者の精神で頑張っていきたいと思っておりますので、これからも温かく見守っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） もちろん温かく見守りながら、これが発展といいますか、守られていくように私もありたいと思っておりますけども、今部長言われた、このくらいの距離歩いていけというところですけども、どこの学校で言われたのかわかりませんが、例えばそのくらいの歩いていくような距離の中に何かまほろば号に乗って回るとか、そういった魅力という部分も私はつくっていく責任があるんじゃないかなというふうにちょっと思ってしまったりもしたんですね。それで、長浦台に住んでおられる方に話聞きましたけども、そのまほろば号の、実は小学校6年生のお孫さんがおられるそうですけども、まほろば号に乗って天満宮のほうに行くというのが物すごく、まほろば号に乗れるという部分ですごくうれしがるそうなんです、お孫さんが。ですから、孫と外出できる機会もあって私はすごくうれしいですし、まほろば号、孫が大好きだからまほろば号乗ってどっか行こうというふうに誘えるのに大変うれしいんです、あのバスがあるおかげで孫と交流できますみたいな、そういう声も実際あるんですよ。つまり、言いかえれば、それだけまほろば号乗りたいと、まほろば号のこと好きだと思っている小学生も当然もついているんじゃないでしょうか。そういったところをターゲット絞るような対応策というのは、やはり必要だと思いますし、夏休みというのは、昨年質問でも言いましたが、自由になる時間が当然子供たち多いわけですから、土日、平日関係なくですね、乗る時間というのも、当然乗りやすい時間もそれぞれにあると思っておりますので、そういったところをきちんと今後もこの点に対応していただきたいなというふうに思います。

それで、(2)の西鉄二日市駅の東口の関係のほうに移りますけども、予算特別委員会の質疑の中では、西鉄と今相談しているという答弁ありましたけども、当時の担当の部長の中では、そのやりとりの中でまほろば号としましては、以前からも榎寺のところを通過するというような、そういった答弁があるんですね。東口への乗り入れを検討しておりますと、そういったようなことがあるんですけども、その後の関連の質疑が流れていく中で、田川議員の質問に対して副市長の答弁があって、副市長は、西鉄太宰府駅から乗るよりも西鉄二日市から直接乗ったほうが、宇美線のことをこれは言われているんだと思っておりますけども、利便性が高いということを考えておられて、今回は西鉄が運行していただければ、そういうふうなことでもいいんじ

やないかなというふうな考え方を持っておりますというふうな、そういった答弁で、何かまほろば号を通すのか、それとも西鉄の宇美線をあそこまで延長してもらうのか、そういったところがですね、行政の中で、ちょっと言葉があれかもしれませんが、若干ちょっと不一致があるんじゃないかなというふうに感じるんですけども、今の基本姿勢としては、市は東口乗り入れについては、まほろば号でいくのか、それとも西鉄のほうを延長してもらうのか、まずその点はどちらなのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 予算特別委員会での質疑の内容ですけれども、基本的にはまほろば号については公共交通機関の空白地帯に交通網の整備をするために走らせるという当初からの運行目的がございます。ただ、まほろば号も平成10年から運行しまして、いろいろな路線を走らせる中で、いろいろな市民からのご要望、あるいは利用促進を図るための手法として拡大をしてきております。その中で、委員会の中でも市長が答弁しておりますけれども、東口だけではなく、新たな都市整備が市内にも進んでおるところがございます。通古賀地区の区画整理も一定終了し、かなりの住宅整備も進んできているという部分もあります。そういうものの中で、東口も一つの、先ほど私答弁しましたように、本市のまちづくりでの交通機関整備の課題ではあるということ、大きな課題であるということをとらえております。現時点では、市長もその委員会の中で答弁しましたように、これからの市民のいろいろなニーズを勘案しながら、いろいろな手法の中で検討をしていきたいと。それは当然、田川議員が委員会の中でも指摘されましたように、路線を延長するということになれば経費の増大を確実に招きます。そして、それに伴ってどれくらいの運賃収入が上がるのかということ、その差額については市の負担になるということになります。そういうことを総合的に判断しながら、方向性を示して、そしてその手法が決定された中で外部機関との具体的な協議になるということになりますけれども、宇美線あるいはまほろば号ということがございますので、そういうものについて西鉄のほうの経費の試算についてはどうなのかというようなことを取り組んでいただきたいというような打診をしたというところで、機関との協議を行っているというところで、現時点ではまだその手法が明確にはし切れていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、打診をしたということですけども、恐らくその打診をされたのは、今部長のところの協働のまちづくりの以前の昨年の建設経済部の所管のときの話を部長が引き継いだ上で答弁されたというふうに理解、私はしているんですけども、当然内部でそういったことも引き継ぎされていると思いますが、打診をして、その先方の反応はどういうことだったんですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 内部検討しますというようなご返事だったと聞いており

ます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その内部検討しますという返事だったということですけども、これは予算特別委員会の中でも武藤議員から指摘があったことですけども、申請の関係ですよね、路線の申請の関係で、先に内部検討しますって、市から西鉄協議の最中に、まさかと思えますけども西鉄が宇美線延長の認可申請を運輸局に出してしまうんじゃないかなというような懸念もあったりするわけですが、それについてはどういった形で協議、そういったことはもうないというふうに確信される何かお持ちの上で協議進められているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 委員会のときの答弁の内容の確認ですので、委員会で当時市長が申しておりますように、いろいろな市民の需要、皆さんの意見を聞きながら、市民の目線で市長はどうしたら市民の方々に利用してもらえるか、まほろば号の利用、あるいは交通網の利用について、どうしたら今後どういうふうな施策が市民のためによいのかを総合的に判断しながら今後決定をしていきたいということで答弁していることを受けて、私たち担当も西鉄とは協議しておりますので、具体的な運行について協議しているわけではなくて、東口が開設し、先ほど答弁しましたように、アクセスが可能になった、じゃあ宇美線あるいはまほろば号、そのようなものについてどのような可能性があるのか、それについて事務的なレベルでの協議をしているということなんです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ちょっと当時の私手元に、当然皆さんもお持ちだと思いますけども、予算特別委員会の議事録見ますと、当時の建設経済部長の何か答弁では、できるだけ早く申請とあったような、そういったことも言われているようだったものですから、私の認識としては近いうちにそういった協議が進むのかなというふうに3月のこの委員会以降ですね、認識していたんですけども、じゃあまだ、今後もまほろば号か西鉄の宇美線の延長かということではなくて、まだ今、その交通体系のあり方全体含めて一つのどういった方法があるのかを協議しているという状況というふうに認識しておいてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、西鉄二日市駅東口までの路線の延長の問題、いろいろ予算特別委員会の回答のとおりでございますけれども、私は為政者という、市長という立場の中で、市民税の持ち出しがないような形が一番望ましいというふうに思ってます。まずもっては民間でそのことができるのであれば、そのことを処理したいと、お願いしたい。すなわち、西鉄がそもそも宇美線については、今走っておりますけども、以前は都府楼団地経由、都府楼経由の旧3号線ですけども、JR二日市駅まで行っておりました。それが、採算が合わないというようなことで

打ち切られた経緯がございます。この東口までの延長が採算ベースに合うかどうかというのが西鉄の考え方だろうと思います。そのことを含めて、今調整中、検討、問題提起をしておりますので、そこがまたやがて返ってくるのではないかと思います。それが、どれほどぐらいになるのかというふうなこと。市民の利便性からいきますと、この路線を使って東口まで行くということについては、南を通るわけですから大変便利になることは間違いないと。それが、採算ベースでどうしても西鉄がしないというようなことであれば、その後にとしたらいいのかというようなことをできる方向で考えていく必要があるだろうというように思っております。私は、いろんな形態があると、今からについては、雇用の創出も含めて、団塊の世代が今リアルアいたしております。多くのそういったノウハウといいたしましうか、経験則を持ってある人たちが市民の中には多くある。そういった方々に集まってもらい、そして運営をしてもらうというようなことだってあるかもしれません。これは、先進地の事例の中においては、既にあります。いろんな方策。例えば、今マミーズ・まほろば号もその一つでございます。太宰府市で行う必要があればやりますけども、外出支援あるいは買い物支援、あらゆる形態とのやり方、チャレンジといいたしましうかね、そういったことがあれば雇用の創出にもなりますから。それから、私は自治会制度を育てておりますから、その辺のところの延長上になるような形の中で、みずからの町はみずからでつくっていくと、あるいは地域の中で高齢者も、あるいは幼児も、あるいは小学生も、そういった視点の中で活用してもらうように行くと。いろんな方策がございます。私は、PR等にも含めましても、毎回いろんな各種講演会がある中においても、このまほろば号もひとつ話題性をひいてお願いをしております。

それから、高雄台区でございますけれども、自治会でございますけれども、今回市長と語るといいたしましうか、市長室を訪問というな形の中で、高齢者を団体を募っていただいて、そして市長室に来られるツアーを今企画されております。実行いたします。そういった中で市長室に来られる。そして、行政課題のいろいろな問題点等つぶさにお話しすることから始めていこうと、そういった使い方、まほろば号を使って来ますというふうなことでの温かいそういった支援も受けておるところであります。市民の中においても、そういうふうなことが出てくれば、私どもはそういった支援をしていくと。そういった支援が出てくるような雰囲気づくりをしていくというのが行政の考え方である。

それから、藤井議員おっしゃいました時計塔の問題等々においても、私も必要性を認識いたしております。市役所前の広場等々についても、時計台の設置、時計を見る市民にとって今何時だ、今来たのかどうか、通り過ぎたのではないか、通過したのではないかというような、そういったナビも含めた形で、今から利用者にとって利用しやすいような、そういった方策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市長が外出支援ということ、先ほど安部陽議員の質問の中でもちらっと言われましたけども、特にまほろば号の今回の質問では、東口への乗り入れは利便性の

向上という部分ではあの地域にお住まいの高齢者の方等の市役所への移動の際の利便性も向上しますでしょうし、特に夏休み中の利用促進という部分では、私は小・中学生の外出支援といえますかね、特に今子供たちがなかなか外に出ないで家でゲームをしているとか、家からなかなか出ないとか、そういった問題も言われておりますので、そういった部分での外出支援というのでも、当然運行のあり方あるかなと思います。それで、市長も朝はまほろば号で通勤されて、車窓の中からもいろいろ現状等も見ておられると思いますので、そのまほろば号のいろいろ市民の皆さんからもいろんな形で要望等が上がって、市長の声に届くと思いますけども、いろいろ特に東口の乗り入れというのは一定待っておられる、あそこに新しい道路に公共交通機関をどのような形で整備されるのかということも楽しみといたしますか、いろいろ待っておられる部分があるかと思しますので、逐一ですね、住民への説明ですとか広報でのPRで状況の説明等もですね、取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 次に、自治会制度と高齢者支援についてご答弁を申し上げます。

太宰府市の高齢化率は、ご承知のように既に20%を超えております。ここ数年で超高齢社会を迎えようとしているところでございまして、高齢者支援の対策に取り組んでいるところでございます。

ご指摘のとおり、今後の高齢者支援のあり方につきましては、行政だけで行うのではなく、自治会との協働が重要な課題であると考えているところでございます。

なお、具体的な手順等につきましては、健康福祉部長のほうから詳細に答弁をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 各自治会の中で積極的にひとり暮らしの見守りやサロン活動、また自主的な取り組みとしてひまわり会活動などを実施してある自治会もございます。このような活動を市内全域の自治会へ広めるため、地元に通じてある民生委員さんとの連携をより深め、自治会との協働による高齢者支援を実現することが重要であると認識をいたしております。

実現のための一つの手段といたしまして、今年度から民生委員定例会や民生委員中学校区別分科会の研修会の中で、介護保険に関すること、高齢者福祉サービスに関すること、問題行動に関することなど幅広い視点からの双方の情報交換を含めての研修会を深めているところでござ

ざいます。

今後は直営としました包括支援センター、自治会、民生委員、関係機関等とのネットワークを構築することが、実態に沿った高齢者支援に結びつくものと考えているところでございます。

また、個人情報保護法の関係でございますが、現状は本人の理解を得た上で個人情報を関係者で共有することにより、高齢者支援に役立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長のほうの答弁でも民生委員の方への説明等されているということだったのですが、4月14日に環境厚生常任委員会で新しく市の直営になりました包括支援センターのほうにですね、所管調査に伺ったときも、部長と担当の課長、係長まで入っていたいろいろな意見交換も委員会でさせていただきましたけども、その中でも校区ごとの民生委員との説明、協議といいますか、連携策等もとっていただきたい旨、所管調査の際にも言われましたけども、今4月から順次各校区ごとにも始められているというふうに思いますけども、民生委員の方からですね、具体的に何か意見といいますか、反応というのが寄せられているようでしたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） これまでに、5月でしたか、太宰府中学校区の民生委員さんとの情報交換会、研修会、それから6月には学業院中学校区の同じような研修会、交流会が予定をしてあります。その中で、要望といたしましては、介護保険制度の内容でありますとか福祉サービスにはどのような制度があるのか。また、高齢者の問題行動があった場合、どのように対応したらいいのかなどのご意見、要望等がっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長の答弁でもありましたけども、高齢者を見守り進めていく上で、いろいろ具体的な要望等も寄せられたというふうにありますけども、それで今回質問するに当たってですね、資料のほう皆さんに配付いたしておりますけども、高齢者支援のネットワークといいますか、そういったもののあり方ですね、そういったのを私なりに考えてこれまとめたんですけども、パソコンのパワーポイントを使ってつくりましたので、本来は映写をしてですね、一個一個説明していったほうが余計わかりやすいのかなとは思いますが、そういった設備もこの議場にはありませんので、1枚のシートを全部まとめた形で配付させていただいております。それで、ちょっと資料の説明をさせていただきたいと思っておりますけども、これは本人さんを中心に見ていただきたいんですけども、大体本人さんの、入院と想定してください。何か事故でも突発的な病気等でも構いませんけども、病院にかからないといけなくなったときにですね、通常はその次に夫あるいは奥様、その本人さんの夫か奥様が対応されるということになってきましようし、さらにもっと広い意味でいけば、家族の中でそういった入

院ですとか、そういったことも対応等もしていく必要があるのかなというふうにも思いますけども、例えばそれが独居の場合ですとか、例えば夫婦二人の高齢世帯でも何かどちらか家族の方が病気を持っておられてとても入院等のそういった対応、日常的な支援等が難しい場合ですとか、そういったケースも当然あるかと思いますが、各行政区において。その中で今度重要な役割を持ってるのが民生委員あるいはもっと広い意味で各自治会の見守り隊ですとか、いろいろそういったサークル活動の部分になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それで、実際にその民生委員あるいは自治会の方が病院にいろいろ本人さんの状況ですとか、いろいろお世話的な部分も含めてですけども、しようと思ったときには、個人情報保護法といいますか、そういったものがひっかかってきます。私も、病院におりましたときにそういった問い合わせの電話がかかってきました。民生委員の方から、まずやはり急ぎ第一という部分では電話というのが当然手っ取り早い手段でありますけども、個人情報保護法の関係からいいますと、電話では相手の姿が見えませんが、本当に民営委員かどうか分かりませんので、入院情報の照会というのは基本的に行いません。個人情報保護法の制約でそういうふうになっておりますので、その旨説明します。

それで、民生委員の方に病院に来ていただいて、それで身分をきちんと確認した上でですね、患者さんの入院のそういった照会を行うという部分になってくるかと思うんですけども、それと同時に並行して介護保険のサービスを受けられる関係では、やはりケアマネジャーというのの役割も私は重要になってくるんじゃないかなと思います。病院のそのかかりつけの先生よりもケアマネジャーというのは、当然その本人さんの家庭に日常、病院の先生よりも接する時間は当然多くなっていくわけですから、家族の状況あるいは具体的な支援のあり方等についても、どちらかという深い関係があるんじゃないでしょうか。私は、その意味を、そのケアマネジャーの方が市役所、あるいはこの包括支援センターの中にもうケアマネジャーも入ってしまうのかなというふうに思いましたけども、あえてケアマネジャー一人一人いろいろ地域の高齢者の方、見ておられますので、そういった部分では、これ、資料には独立した形でケアマネジャーということを入れさせていただきました。それで、ケアマネジャーが病院と連携をとる、本人さん、あるいはその本人の家族、そういった部分との連携をとって、何がいいのか、入院、入所、それとも居宅での今後の生活をしていただくことがいいのかというのも話し合う手段になってくるのではないかなというふうに思います。

それで、実際に高齢者支援のあり方として、いろいろ、そのケアマネジャーの負担も大きいといいますか、いろいろな部分が求められてくると思うんですけども、特にいろいろ、今病院の関係では、手術の同意とか薬の投薬でもきちんと家族あるいはその後見人とかそういった方の同意がないと進めていくことができないわけですけども、いろいろ同意の部分がですね。その高齢者支援のやはり私はそのあり方としてきちんと成年後見制度、独居の方について身内がおられない方についてはきちんと後見人というのを定めていただくということも重要になるかと思いますが、例えば独居をして家族がどこかに別居をしていると、そういった場合にはで

すね、せめて最低限緊急連絡先ぐらいは聞いておく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。いろいろ高齢者の方のそういったトラブルといいますか、日常起こり得るハプニングといいますか、そういったことを聞きますと、例えばかぎを締めてちょっと連絡をとれない状態、家はかぎが締まっているけども、そのかぎをあけるのにも家族、あるいはその後見人の方の同意等が必要になってきますし、当然かぎをあけるとなると今度立ち会いの問題も出てきますし、そのときにそれをスムーズにいかせるためには、私は緊急連絡先、そこだけは最低限押さえておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけども、その緊急連絡先をきちんと各それぞれの民生委員のところ、あるいは自治会のところ等もあるかと思えますけども、緊急連絡先の把握に関してですね、市として何か自治会あるいはそういった民生委員のところへの支援策というのはきちんと考えておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 緊急事態が発生した場合の独居老人、高齢者のひとり暮らしの緊急連絡先の把握につきましては、今申されますように民生委員あるいは別居地に住んでおられる家族等おられれば、まず身内が最初、それから近隣の方、民生委員、自治会の自主的な方々ということになろうかと思えます。そのほかには社会福祉協議会が成年後見制度というのを積極的に相談等を行っております。高齢者支援課と連携をしまして、ほのぼの安心サービス事業ということでやっております。これによりますと、社会福祉協議会では平成20年度で約2,000件の相談を受けたということがございます。また、そのうち正式に成年後見人の契約を結んだ方は16件でございます。これまでに58件の社会福祉協議会との成年後見人の契約がありますので、そういった対応も必要かなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、後見人の対応が必要だということを部長、言われましたけども、本当にその後見人の部分がですね、早く、これは信頼関係を築いた上でその後見に結ぶということですから、それはなかなか今日言って明日というのはちょっと当然難しい問題であるというふうに思いますが、例えばもうこれは独居で身内がおられない方ということで限定しますが、そういった方が入院されたとき、その後見人、だれも定めておられなかったときにですね、本当、今言われたように手術の同意ですとか薬の投薬、そういった部分でも後見人の同意がない限り先に治療を進めることはできないわけですね。それで、これも安部陽議員から今朝一番の質問で医療費削減の問題がありましたけども、ただその独居の方が入院しているだけでも、当然入院基本料という部分では発生してきます、日々の部分でですね。何も治療ですとかそういったものが進んでないのに入院基本料というのが医療費の部分では発生してきますので、無駄なと言うとちょっと言葉が悪いようですが、何もしてないけども医療費が発生してくるということは、それだけ高齢の方ですから多くの場合国保に加入されておられるから、あるいは後期高齢者医療の部分ではそういった保険財政への影響というのも当然出てくるわけですから、その点ですね、成年後見制度、まずは緊急連絡先だと思いますけども、その

先の部分というところまで含めて支援策、進めていただきたいなと思いますし、あと私が1点その部分で気になるのは、病院との連携という部分では、市役所も筑紫地区の医師会中心に筑紫地区管内の病院ではいろいろとお話もされているかと思いますが、それでそういった部分もスムーズにいく体制が整っているということは聞いておりますけれども、例えば筑紫地区以外の病院ですね、福岡市内に外出されたときにちょっとそういったことがあって福岡市の病院に入院されたとか、とにかく筑紫医師会の管轄外のところの病院で何かそういった対応が発生したときの対応策ですね、今後どういうふうにするおつもりなのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 当然、筑紫地区、筑紫医師会との連携は図っておるところでございますが、より連携を深めながら、その延長としてですね、福岡県医師会との連携を深めることに努めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。特に後見人以前の緊急連絡先という部分では、いろいろ民生委員の方にしても、民生委員の方にももうその徹底等はされていると思っておりますけれども、特に自治会等でこういったことを当然行っていくときには、緊急連絡先も当然、その家族の方の個人情報的な部分に該当してくるんじゃないかなというふうに思いますので、当然支援策を進めていかれる上でですね、そういった情報管理の徹底といいますか、そういった部分まで含めてですね、各自治体あるいは民生委員等にも指導していただく体制をですね、内部で検討していただきたいということも要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております5項目について質問いたします。

1項目めは、定額給付金について質問いたします。

景気後退下での住民不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とされています。本市においても、定額給付金の案内から2カ月半になり、申請書の事務等でそれに携わる職員さんたちにはご苦労なことや質問がたくさんあったかと思っております。

まず1点目は、定額給付金について、市民への案内は4月と5月の広報紙に案内がありました。子育て応援特別給付金3万6,000円については、5月に広報案内となっております。なぜ2度にわたり案内を出されたのか。4月1日の1回で済ませることができなかったのか。4月に出されたチラシについては、費用は幾らかかったのかをお尋ねいたします。

2点目は、給付金申請書についてです。申請手続から給付までの流れの中に、申請するときに必要な身分を証明するものと金融口座のコピーが必要です。平成21年10月1日までに申請が

できなかった場合は受給を辞退したものとみなされるそうですが、ひとり暮らしの方が十分に理解されず、申請書がそのまま放置されたり、何らかの理由で手続ができない人もいます。そのような人たちに市はどのような対応をされているのか。また、現在申請手続を済まされた人は、支給対象者の何%でしょうか。お聞かせください。

2項目めは、市内通学路及び生徒通学路の整備について質問をいたします。

子供たちが安心して安全に通学できるように、市内においての安全策についてお聞きします。

市内や校区内でも、地域ができることは地域でを基本に日常生活安全の確保、互いの声かけ、見守りや防犯パトロールの実施に努められておられます。しかしながら、ひったくりや痴漢、誘拐、事故等、犯罪等後を絶たない現状でございます。

1点目は、自転車通学が安全であるか見直しをしてほしいと思います。特に、学生の自転車通学は、歩道や外側線が設置されても、自転車利用者のマナーの悪さ、右側通行で平気で3列走行、二人乗り、携帯を持ったままの運転、夜間の無灯火等を目にいたします。生徒たちの自転車の乗り方の講習会や自転車運転免許の習得をしてはと提案いたします。

参考までに、東京都荒川区と北九州市小倉北区では、自転車のルール、マナーを身につけることを目的として、自転車事故は地域の目と手で防止をさせる自転車安全見守り隊を結成され、全国初自転車運転免許証制度が行われております。自転車が手軽に乗れることで、自転車は道路のどこを走ればよいのでしょうか。そこで、自転車を運転しやすいゾーンが必要だと思います。太宰府市には自転車専用ゾーンがありますか。あれば何カ所あるかお尋ねいたします。

2点目は、市内の小・中学校では、最低2カ所以上の門があると思います。その門は、使用されていますか。もしも閉められている学校の門があれば、なぜ閉められているのか。それと、登下校時でもあけることはできないかをお尋ねいたします。

3点目は、太宰府東中学校の生徒は登下校に、正門と東裏門を使用しています。東小学校区の東ヶ丘、星ヶ丘の生徒も体育館横、資料のAの箇所に入出入りできるような通学路として道路を増設できないか。理由としては、今現在ある坂口裏高尾線は、民家が一軒もなく、春になると変質者、冬場になるとクラブ活動後の下校時には暗くなり、街灯は設置されていますが非常に薄暗く、道路沿線の東側は照明等の設置がない竹林や雑草地でもあります。生徒の安全面から、いつも不安、脅威、危険を感じており、保護者からの声も数多く聞いております。未然に事故防止を図る観点から、道路増設についてのお考えをお尋ねいたします。

3項目めは、太宰府市の入札制度について質問いたします。

公共工事公共調達に対する社会的批判の高まりを背景に、平成12年11月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定されています。

太宰府市では、入札契約適正化徹底のための方策として総合評価方式等の推進や指名競争入札参加者の指名基準要綱において、指名競争入札参加者名簿に登録された者、いわゆる認定を

受けている者となっております。技術力による競争の推進や指名停止基準の強化など、不正行為の防止強化が進められていると思います。

そこで、太宰府市指名競争入札参加資格者は、開発行為で違反をされている参加者は認定が受けられるのかどうかをお聞きします。また、太宰府市指名競争入札参加者指名基準要綱の中で、第2条(1)信用状態、不誠実な行為の有無について、信用状態とはどのようなことを指すのかを説明していただきたいと思います。

4項目については、太宰府市の河川整備について質問いたします。

平成15年7月、九州北部地区において集中豪雨により災害がありました。記憶に新しいことでございます。この災害によって、太宰府市の国分区、三条区は被害が集中した地区です。市役所担当職員、行政区長、被災者等関係者の声を既にお聞きされ、被災状況も把握されていると思います。

太宰府市は、太宰府天満宮とその門前町を中心に古い歴史的伝統を持つ観光都市でもあります。太宰府市に観光に来られた方々は、朱雀大橋付近の御笠川を橋の上からバスや自家用車でごらんになります。太宰府市中央公民館裏の御笠川を見ていただいたらわかると思います。河川ではなく、もう道になっております。

豪雨災害で被害が集中したのは、住宅地域でした。また、御笠川周辺は、河川がはんらんし、家や駐車場にとめていた車にも被害が及びました。原因の調査は既にされていると思いますが、早目の対策が必要ではないでしょうか。災害が来てからでは遅いことも十分に理解されているはずですが、人災的要素も含むこととなります。災害が来たときのことを考えますと、今の河川の状態では、被災者が心情的なわだかまりを残すだけとなります。

そこで、土砂、木々の撤去、災害原因の調査、既存住宅の安全性を確認していただき、市内の河川の点検を行い、緊急に河川の整備を行うべきと考えます。いかがでしょうか。

5項目めは、耐震改修促進計画について質問いたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成7年10月に制定され、東海地震等の発生の切迫性などから同法が改正され、平成18年1月より施行されております。平成21年広報5月号に詳しく学校の耐震診断の結果と耐震化の計画についてはお知らせがありました。また、この件については、平成19年3月と平成20年6月に橋本健議員のほうからも質問があつておりました。その後の太宰府市内の耐震化の推進は進んでいると確信しております。

しかし、耐震化の推進については、学校施設だけではなく、耐震基準に当てはまる住宅や特定建築物の調査はどこまで進んでいるかお伺いいたします。

また、地震はいつ発生してもおかしくないと言われております。太宰府市も、警固断層、宇美断層が通っております。そのことから、今後地震があつて道を閉塞させる住宅や老人ホーム、危険物を取り扱う工場等への指示、報告徴収、立入検査、情報提供等の対策があればお聞きしたいと思っております。

以上、5項目について、項目ごとに積極的で実効性のあるご答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 定額給付金についてご回答申し上げます。

国におきまして景気の浮揚策あるいは住民への生活支援を行うというふうなことで、子育て応援特別手当も含めると、そういった対策がとられました。太宰府市でいきますと、約11億円ほど合わせましてなろうかと思えます。このことについては、本当に私市長といたしましても、この国の制度の果たした役割というようなことについては非常に大きいというふうに思っております。そういった点からご回答申し上げます。

定額給付金の市民への案内につきましては、定額給付金と子育て応援特別手当は、そもそも別の制度でございまして、市民の皆様が混乱しないように、別々に周知を図ったものでございます。ひとり暮らしの高齢者等への申請の取り扱いにつきましては、未申請者のリストを点検し、庁内で分析を行いながら対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

なお、2項目め以降のご質問につきましては、各担当部長より回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、私のほうから詳細な説明をさせていただきます。

定額給付金関連法案の成立が3月4日であったため、4月1日号の広報掲載には間に合わないことから、定額給付金のチラシを盛り込む方法して対応をいたしました。これは、概要や申請方法についての周知と、4月上旬から申請書を送付するので給付金をよそおった詐欺や個人情報との問い合わせに対しての注意喚起のために作成をいたしましたものでございます。なお、その費用は18万600円となっておりますが、事務費として全額国費対応となっております。

また、子育て応援特別手当につきましては、対象となる909世帯に既に3月25日付で申請書を送付していましたが、同一のチラシでの対応をせずに申請の再確認をしていただく趣旨で5月1日号の広報に掲載するようにいたしました。

定額給付金支給に関する進捗率でございますが、6月9日現在で給付対象件数は2万8,194件ございました。これに対しまして、給付済み件数は2万5,640件で、90.9%が済んでおります。また、金額ベース、給付済み金額ベースでの進捗率では94%となっております。

次に、高齢者関係の対応でございますが、太宰府市において定額給付金対象の一人世帯の高齢者は2,955名おられます。既に給付済みの対象者は2,767名で、まだ給付が済んでいない方は188名おられます。申請期限は10月1日までとなっております。申請を促すために、広報やホームページにおいて記事を掲載いたしておりますが、7月上旬に申請書の再送付を行うように準備を進めてまいります。それでもなお申請されない場合は、地域包括支援センターなど高齢者にかかわる部署との連携を密にしまして、未申請要因などの分析を行いまして、でき得る限りひとり暮らしの高齢者でもスムーズに申請ができるよう体制をとってまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のご答弁で安心しました。

順番はちょっと変わりますけれども、2 点目の質問で、高齢者の中に188名の方がまだ未申請ということで、その188名の方にも申請書の再交付をしていただけるということで、本当に安心しております。ぜひ大変でしょうけれども、今後とも10月 1 日までに頑張ってもらいたいと思っております。

それと、その用紙、広報の問題なんですけれども、太宰府市のホームページを見ますと、子育て応援特別手当についてはきちんと説明がっております。それながら、4 月 1 日号の広報紙に載せるべきではなかったのかということをお前は言いたくてこの一般質問をさせていただきました。この紙の質もやっぱり結構いいものであります。4 市 1 町ちょっと調べましたら、2 市だけがですね、4 月の広報紙に、子育て応援特別手当についてはきちんと書いてありました。太宰府市もこれと一緒に書いていただけたら、広報紙、そういうふうな情報とかが太宰府市もほかの市と同様に頑張っているなということがちょっとわかったかなというところで今回一般質問をさせていただきました。

今後ともこの定額給付金というのは、今市長が言われたように1億1,000万円というお金が太宰府市のほうに全部、全員の方に……。

（「11億円」と呼ぶ者あり）

○1 番（原田久美子議員） 済みません。11億円が入ってくるということですので、その太宰府市の方たちには満遍なく、また今後とも協力していただいて、市の職員さんには大変でしょうけれども、頑張ってもらって市民の方が少しでもこの事業のお金を取っていただくようお願いしたいと思っております。この 1 項目については終わりにいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1 点目の自転車専用ゾーンがありますかというご質問ですが、太宰府市には自転車専用ゾーンはございません。

2 点目の平常時施錠され、使用されていない門がある学校は 4 校ございます。施錠している理由といたしましては、児童・生徒の登下校に関係がない場所に門がある学校が 2 校、不審者対策や児童が飛び出す可能性があるため施錠している学校が 1 校、それからテニスコートに直接入ることになり、テニスコートの管理、部活動の練習上、あけることが困難な学校が 1 校ございます。この 4 校につきましては、安全管理上の問題等により、新たに門をあけることは困難な状況でございます。また、登校、下校時のみ解錠し、それ以外の時間帯は不審者対策のため施錠している学校が 1 校ございます。

次に、3 点目の太宰府東小校区東ヶ丘、星ヶ丘の生徒の通学路の道路増設につきましては、学校の門の数が多くなりますと正門から登下校する生徒数が分散するために、かえって人通り

が少なくなり、安全管理上の問題などが発生するおそれもございます。

ご提言につきましては、解決しなければならない課題がありますので、今すぐ対応することは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

その1点目のですね、自転車専用ゾーンがありますかという質問につきましては、ゾーンは太宰府市には一件もないということなんですけれども、今私が一般質問を演壇のほうで言いましたとおり、このゾーンは必要であるかないか、どう考えられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） サイクリングロード、いわゆる自転車の専用道路でございますけども、この専用道路とですね、一般の歩道を走っていい、自転車がですね、一般の歩道を走っていいというような許可道路ですね、この2つに分けられると思いますけども、議員さんおっしゃっているのは、恐らくその後車のほうじゃないかなというふうに思いますが、実は道路交通法の改正がございましてですね、歩道は幅が大体2mから3mほどで、それ以上あってですね、そして歩行者あるいは車の量がどのくらいあるかということをかんがみて、公安委員会のほうで決定するようになっております。その中で、市のほうからもその路線を要望して認められればオーケーだということになるわけですが、それにつきましてもすべて標識が準備されております。太宰府市のほうでも、役所の前とかですね、あるいは政庁跡の前の通り、橋まで行けますけども、そこの通りも走っていいということになっておりまして、通常その要件が満たされているものについては市のほうとしては必要性があるということで申請をしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） わかりました。その道路標識の設定ということもちょっと質問したかったんですけども、今の答弁でわかりましたけれども、まずは自転車は歩道を走るべきなのか、車道を走るべきなのかということに私はちょっと質問をしたかったんですけども、今の質問についてちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 先ほど申しました道路交通法の改正についてということですね、これはホームページのほうでも打ち出しを、たまたま私も今日昼してまいりまして、その中

では自転車安全利用5則というのがありまして、5つの法則みたいながあります。その中で、自転車は車道が原則、歩道は例外ということになってます。いろいろルールがあるんですけども、いずれにしましても通常のこの歩道をですね、走っていい場合につきましてもですね、いろんな制約があるようございまして、例えば小さな歩道におきましてもですね、道路交通法では高齢者の方とか障害者の方、あるいは小学生の方々については走ってもいいですよという例外の歩道もございまして。いろんな形で法律によってですね、縛られているところはございまして、通常の安全面を考えると、やはり通常の歩道は自転車は走ってはいけないというように私どもはとらえております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そのことにつきましてですね、今度まほろば号が高雄台のほうに開通しまして、グリーンベルトというんですかね、グリーンベルトみたいのが高雄台の公民館のほうまで左と右にグリーンの路側帯にベルトというんですか、グリーンベルトというのがされてますけど、あれはどういった意味なのかお答え願います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） あれは、今のところどういう効果があるかというのを見ているわけでございますけども、通常歩道といいますと、はっきりした、ブロック的なものがございます、いろいろ分けているわけですね、車道と歩道がはっきりと。ですけども、あの道路につきましましては、車道と歩道の区別がほとんどできない状態でございますので、白線を明確に引きましてですね、その後にグリーンカラー舗装をしまして注意を促すという意味なんですね。それで、車のほうとしましても、これより外側を走ってはいけないという、そういうふうな認識を持ってもらう意味でも効果があるということから、今現在まだ試験的な部分もございまして、そういうふうな形で色分けをしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） あそこを私通るたびにですね、そうだろうと思っておりました。注意を促すためにされているんだろうと思いましたが、あそこを歩道とするならば、あそこを結局自転車も通っていいということであると思えますけれども、まずは自転車が左側を通行しなきゃいけないとか、基本的なことなんですね。自転車のルールですね。そういったものを、太宰府東小学校ではこの前も、小学校4年生から安全教室ということで安全協会のほうから来ていただいて、なされてましたけれども、ああいうふうなことを各小学校でもされておられるのか。それとも、中学校も太宰府中学校になりますと通学の許可をされていると思いません、自転車通学の。そういうふうな、子供たちに小学校のときから自転車の教育をしていただくというようなことを太宰府市としては小学校、中学校別にどういうふうにご検討されているのかをお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 交通安全運動の視点で私のほうから答弁させていただきます。

たいと思います。

今、ご指摘の筑紫交通安全協会太宰府支部におかれましては、市内小学校、中学校に交通安全指導のための教室あるいは学習を開催していただきながら、子供たちの安全あるいは交通ルールのマナーアップ等に取り組んでいただいているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） できればですね、今試験的ということで、グリーンのベルトについては今からはちょっと調べて、よければまたそれを増やして行ってほしいと思います。それで、小・中学校があるところだけは、路側帯だけのところも含めてですね、そのグリーンの線を太宰府市内で引いていただくような施策についてお願いしたいと思っております。それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 2 点目について質問いたします。

先ほど私も演壇のほうで言いましたように、特に中学校、中学校のクラブ活動が終わるのがやっぱり 6 時半過ぎだと思います。各学校一緒の時間ぐらいに終わっているんですけど、冬になるともう 6 時半というのは薄暗く、先ほどの私の一般質問の資料の中に、坂口裏高尾線というところがあるんですけども、ここを利用している車、車の通行というのがもうほとんどないんですよ。学校の先生がこの正門に向かって朝ここを通るぐらいで、この線というのを本当に 1 回歩いていただいたらわかると思うんですけども、もうこちらのほう竹やぶなんです。結局ライトは今ついてますけども、薄暗いということで、本当に子供さん、女の子を持つ親としてはですね、この線が暗いということで、3 点目の質問にもしますけれども、ここを通らなくていいように、この④のですね、体育館の横にこの新設道路をつくったらどうですかというところなんですけど、この体育館のこの新設道路のわきのところに階段が 6 段ほどありました。この階段が何のためについたのかですね、わかればそのところを教えてほしいと思います。階段がなぜついているのか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 当時ですね、建設時の様子について知っている者がほとんどいないと思いますので、何のためについたのかということとはわからないんじゃないかと思います。私、初年度におったわけですけども、階段がありましたけど、その先はもう竹やぶでございましたので、何のためについたのだろうかと思っております。ひょっとしたら竹やぶであったあの付近で何か活用が今後予定されていたのかなと思うこともありましたけど、確信はございません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） もうこの道路増設については、今ここでどうしてほしいということは

できないと思いますけれども、坂口裏高尾線のここの暗い道を、事故がなければもうそれにこしたことはないと思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、通学路の事故防止、安全を第一に考えていただきたいと思います。この2項目についても終わります。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） それでは、3項目め、太宰府市の入札制度についてご回答申し上げます。

本市における指名競争入札参加者は、太宰府市指名競争入札参加業者指名基準要綱に定めた指名基準に基づきまして、該当事業内容に応じ、業者の信用状態、実績、手持ち契約の状況などを総合的に判断し、市内業者を優先し、選考いたしております。

まず、ご質問の太宰府市指名入札参加者は、開発行為で違反等をされている参加者は認定が受けられるのかということについてですが、指名登録している業者が開発行為等における違反により県から何らかの処分を受けることが確定した段階で、太宰府市指名競争入札参加資格者の指名停止措置要綱に基づきまして指名停止等の措置を行うように考えております。

次に、太宰府市指名入札参加者指名基準の中で、第2条第1号の信用状態、不誠実な行為の有無について判断をする場合の信用状態とはどんなことを言うのかという件でございますが、信用状態とは、指名選定する上で、その業者が不渡りを出すなどの経営状況が悪くなっていないかを判断するというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたらですね、違反をしている、違反によって不利益処分が行われたということは、違反はしてないんですかね。それについて。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村基治） 市内の業者登録数は約2,940件ほどございます。それだけの約3,000社近くの企業がそれぞれ企業活動を毎日行っておりまして、その企業活動の中の詳細まで把握しておるものではございませんが、開発関係で違反ということになれば、県のほうがまず処分ということで行います。その辺の客観的な判断を待ってですね、太宰府市の指名停止措置要綱で細かく定めておりますので、その中で判断をしていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ぜひですね、入札参加者の認定をされます委員会の方でも、この分につきましては規定のほうですね、結局違反をするということは、ちょっと私が交通違反したとします。そしたら、警察のほうから、あなたはこの違反をして不利益、そういうふうな、何というんですか、弁明通知というのが来ると思うんです。それに自分が納得したら、結局違反の罰金を払うと思います。だから、それと同じことが、この入札参加基準の中に弁明通知というような機会が、県のほうからあなたは違反してますよと、そうした場合の業者について、なぜ認定されるのかが、その業者はもう違反しているんですから、違反しているのになぜ認定す

るのが私は、それが納得できないんです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 違反しているかどうかにつきましては、法令違反につきましては県のほうの判断ということがございますので私のほうが申し上げるものではございませんけども、即、企業活動の中で違反かどうか、あるいはそれに近いとしても、指導でありますとか、是正勧告でありますとか、いろんな段階を踏むと思います。そういう中で、お互いの指導する側、指導される側の日常の企業活動として行われておる途中でございます。そのようなふうに理解をいたしております。そういうところをしんしゃくしながらですね、基準の措置停止要綱に基づきまして、市は市なりに判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ぜひですね、後先、ほかの業者も一生懸命その入札を、ほかの業者に対してですね、どんなだろうかと私は思うんですよ。やっぱり平等でないといけないと思いますので、ほかの業者がそういうような違反をしたときに、今度どういうふうな言いわけをされるのかなというのが、私ちょっと今心配しているところでございますので、この入札の件につきましては、今後見直しをしていただけるように委員会のほうでも検討していただけたらと思ひまして、この3項目については、入札制度については質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、4項目めの太宰府市の河川整備についてご回答いたします。

本市の中心部を流れております御笠川は、二級河川でございまして、その管理は福岡県が行っております。

ご承知のように、本市は平成15年7月の集中豪雨によりまして家屋等が浸水するという甚大な被害を受けております。

このことから、県においては河川災害復旧助成事業といたしまして、鷲田川合流部の下流1.1km区間の通古賀、吉松、国分地区の災害対策事業がなされております。この災害対策事業におきまして、河道の掘削や橋梁、堰の改築等によりまして、河川断面を拡大するなどの災害対策工事を施工していただいております。また、現在は災害に強い安全な川になっていると認識しておるところでございます。

ご指摘であります太宰府市中央公民館裏の御笠川につきましては、土砂が堆積したり木々が成長している箇所がございます。御笠川は、生き物が自然に生息する場所でもございまして、環境保全も重要なことと考えております。

本市といたしましては、自然とのバランスを考慮しながら、御笠川の河川敷において土砂が多く堆積し、草が生い茂っている区間について、毎年県への要望を行ってございまして、県におきましてはそれを計画的に実施されておるところでございます。

このように、今後も河川の維持管理につきましては、日常の点検を行い、ご指摘の箇所を初

めまして、管理者へ適切な対応をしていただくよう引き続き要望してまいりたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この二級河川のほうは、県のほうの那珂土木事務所の管轄でということとで要望もしておるといことですのでけれども、私は、結局要望したら、結局それで終わるのかな。もしも災害が起きたときに、何を太宰府市は市としてどういうふうと考えてあるのかなというところで、河川というのはですね、このまちづくりにおける景観ということで、この中には御笠川などの河川または建築物や道路などが景観まちづくりにおける景観ということであってありますけれども、河川というのもまちづくりにおける景観とみなしてちょっと質問させていただきますけれども、これ、写真でございますけれども、これ、6カ月にわたってしたんですけれども、2カ月がこの上のほうからずっと普通川ってあったんですね、御笠川の太宰府市中央公民館の裏のほうの河川なんですけど、御笠川なんですけど。これ、もう本当最後になると、もう道になっているんですよ。結局ここが、私言ったように、この前の豪雨、平成15年7月の九州北部における集中豪雨において、この御笠川の付近にとめられとった車が、駐車場にとめとった車さえ、結局水浸しになってもう使えなくなったと。もうそういうふうな被害が起きてからではですね、いけないと思います。

そして、この河川の事業につきましては、平成20年9月の定例会にて安部陽議員のほうからですね、一般質問がありましたときの資料をちょっと見させていただいたんですけれども、この中にも河川という言葉がきちんと対象事業に、まちづくり交付金についてですけれども、この河川という言葉も入っているんです。だから、私としては、この一番条件のいいまちづくり交付金についてですね、市長もこのときに答弁で言われてましたけれども、この事業内容を十分に検討していくということ、安部陽議員のときには答弁がありました。私は、ぜひですね、こういうようなまちづくり交付金、歴史的文化遺産を守るためにもですね、災害を未然に防ぐためにも、このまちづくり交付金というのを使うべきではないだろうか。手を挙げて、こういうような河川の事業をしてくださいというようなことは言うべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 補助事業につきましては、確かにいろんな事業がございますけども、河川の事業につきましては、先ほど申し上げたようにですね、那珂土木事務所が御笠川につきましては管轄をしておるといこととでございまして、毎年ですね、要望等繰り返しております、昨年も4月に文書を提出いたしました後に、10月にも直接要望いたしました。そしてまた、今年度におきましても、最近でございますが、原田議員のほうからいろいろお聞きいたしましたので、6月の、今月の9日に再度、直接出向きまして要望をしてまいったところでございます。

したがいまして、工事につきましては県のほうも計画的に行っているということで、冒頭に

答弁をいたしましたとおりですね、昨年も2つのスパンに分けてですね、整備をしていただいております、特に危ないと思われるところにつきましては優先的にその整備を行っていただいているところでございますので、その辺でのご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） よくわかりました。また今後ともよろしくお願ひしときます。

もう一つだけ、ちょっと河川についてお聞きしたいんですけれども、この交付金ですね、交付金につきましてですね、道路ということが入っているんですけれども、橋については交付金の対象になりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 交付金につきましてもですね、いろんな交付金がございますけども、最近私どもで今交付金でも集約しているのがございますけども、これはあくまでも道路を中心にいたしまして道路の整備を行った後にですね、附帯した形で、いわゆる簡単に言えばおまけ的なものがあります。それを整備することができますよという交付金の制度でございまして、当然橋にも道路として位置づけすればですね、該当してくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） わかりました。

じゃ、次に行ってください。5 項目め。

○議長（不老光幸議員） 5 項目。

建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、5 項目めの質問にご回答申し上げます。

現在の耐震化の取り組み状況について申し上げますと、まず耐震化の促進、建築物所有者の意識啓発、それから相談体制などの充実、耐震改修促進法の適正な運用あるいは建築物所有者の負担の軽減と建築物全般の安全対策などに整理できるんじゃないかなというように思います。

まず、建物の耐震化の促進でございますが、市内小・中学校につきましては、計画的に耐震改修を実施しております、おおむね平成22年度には完了する予定でございます。

一般向け住宅の耐震改修につきましては、耐震性の向上のみを目的とした改修工事だけではなくて、本年4月からはリフォームと一体となった改修工事につきましても、新たに減税、融資の支援制度ができております。建設経済部窓口におきましても、そのパンフレット等を準備をしておるところでございます。

それから、耐震化に関する対策、相談体制でございますけども、県の建築住宅センターにおきまして指導、助言及び耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の開設と、必要に応じた耐震診断アドバイザーの派遣などが行われておるところでございます。

また、特定建築物に関しましても、耐震に限らず建物の安全に関して指導、助言が実施され

ておるところでございます。

今後とも県と連携いたしながら、耐震改修促進に努めてまいりたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のことをですね、太宰府市の広報紙等にですね、載せることについてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 福岡県が耐震改修促進計画をつくったのが平成19年3月でございます。その当時に太宰府市のほうも広報等で周知をさせていただきました。今後におきましても、ご指摘のように機会がありましたらそれを広報あるいはまたホームページ等で啓発をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私はですね、耐震診断アドバイザー制度という、この制度自体を知らない方がいらっしゃるのではないかと思います。この分につきましては、派遣費用として負担は3,000円で市民の方が受けられる制度でございます。こういうアドバイザーがいますので受けられませんかということを広報紙等に載せたらどうでしょうかということを今言っているわけです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） そのとおり考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 特にですね、今部長が言われましたように、平成19年3月に耐震改修促進法が改正になって、学校については今月の6月に広報紙等にきちっと説明、報告がありましたけれども、今後老人ホームとか、貸しマンションであるとか、危険物を取り扱う工場などの追加ということで、今回特定建築物も変わっておりますので、そのところもそういうふうな耐震診断についての報告をしていただきたいと。とにかくこの太宰府市に、昭和56年以前に建てられた家につきましては、地震とかそういうふうなことはあってはならないんですけども、もしも起きたときのことを考えますと、そういうふうなことを早目の情報提供っていいですかね、広報等による市民へのサービス、それがサービスではないかと私は思っておりますので、今後ともそういうふうな情報提供のほうを詳しく、またそういうふうなことをよろしくお願いたしたいということで、それで私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、8 番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8 番 中林宗樹議員 登壇〕

○8 番（中林宗樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

第1問目に、児童・生徒の学力、体力の向上についてお尋ねします。

全国学力テストが平成19年、平成20年と今年も行われました。また、平成20年4月から7月にかけて全国体力テストが実施されております。文部科学省では体力テストの結果を今年の1月21日に発表しておりますが、この学力テスト、体力テストは、ただ単に学力、体力を調査するだけでなく、同時に質問紙調査というも行われております。この質問紙調査は、児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等の諸側面的なものに関する調査がなされております。これらの結果について、学力調査では2年連続で秋田県が小学校、中学校でトップの成績を上げております。また、体力テストでもトップクラスの成績を上げています。こういうことから、首都圏のある進学塾が、秋田に学べと大きく書いたポスターを昨年の4月いっぱい、首都圏のJR車内に掲示しました。このようなこともあり、教育界では秋田県の教育方針について注目が集まっています。

なぜ秋田県が学力においても体力においても全国テストでトップクラスの成績を上げられたのか。特別に全国テスト対策を実施したわけでもないということでございます。県の関係者の方は、他県と比べ子供がしっかり学ぶための生活習慣が家庭の中で定着していること、それから教師と生徒との信頼関係ができていることが結果につながっているのではないかと紹介されています。

例えば、秋田県では学びの十カ条というのをつくっています。その中の一つに、これは全国的にもやっておりますけども、「早寝早起き朝ごはん」、それにこの10カ条の一つには、朝御飯に家庭学習というのがついております。これは夜10時前、小学生ですね、夜10時前に寝る、中学生は11時前に寝る、朝は7時前に起きる、朝食は毎日食べる、家庭で学校の予習、復習をするといったような項目が全国の平均を上回っていて、いわゆるこういうことから学ぶための生活習慣が定着していると言われるようになっております。それで、児童・生徒が規則正しい生活をしながら家庭学習にしっかりと取り組んでいる姿勢を反映したものであります。

また、教育は、保護者と地域と学校が一体となって行わなければ効果がなく、三者が一体となっていく意味で、子供の健やかな成長は保護者の教育力、掛ける、地域の教育力、掛ける、学校の教育力と言われます。これは、掛け算ですから、1つでもゼロとかマイナスがあれば全部ゼロかマイナスになります。このように、三者が一体となって教育に力を注がなければ、子供たちの健やかな成長は願えないのではないのでしょうか。

本市では、学校の教育力という点では、教育施策にも書いてありますように、確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実などとして実施され、また学校支援員事業、学校支援ボランティア事業などに取り組まれており、こういうことについては高く評価しております。保護者の教育力はどうか、地域の教育力はどうかということで、今回はこの問題を取り上げております。

地域の教育力となると、休日や放課後で地域とのかかわりが大きくなります。国では、地域社会の中で放課後等の子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村におい

て教育委員会が主導して総合的な放課後対策として放課後子どもプランを推進されています。地域と学校と家庭と、この三者が一つになってこそ、子供がしっかり学ぶための生活習慣が定着していると言えるのではないのでしょうか。

本市の児童・生徒がしっかりと学ぶための生活習慣を定着させ、より一層の学力、体力向上を目指していただきたいと思います。ここで、以下の点についてお伺いします。

1、しっかり学ぶための生活習慣の定着ということで、家庭教育、地域の教育力についてどのように考えられ、そして取り組みをなされているのかお尋ねします。

2番目に、体力について、全国体力テストの結果で福岡県は47都道府県で下位のほうと低迷しております。本市の結果はどうであったのか。また、福岡県では、体力アップ福岡運動を始められるとのことですが、これらも含め、児童・生徒の体力アップをどのように考え、取り組まれているのかお尋ねします。

3問目、子供たちは、勉強だけでなく、遊ぶことも大変重要です。友達と遊ぶことにより、走り回ったり、跳んだりはねたりして体力もつきます。それから、遊ぶことで自主性や社会性、創造性なども身につけていきます。子供たちの休日や放課後の遊びを重視して、国では放課後子どもプランを作成しています。放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくりの政策を推進されています。本市では、放課後教育で子供たちの居場所づくりについてどのように考え、取り組みがなされているのかお伺いします。

次に、新型インフルエンザについてお伺いします。

福岡地域でも、志免町で感染者が確認されましたが、この方は回復され、退院されたと報道されています。このまま終息するのではないかとお伺いしていましたが、6月6日に福岡市博多区の中学校を中心に新たな感染者が確認されています。まだまだ油断は許させませんが、これから夏場に向けては小康状態になっていくのではないかとお伺いしますが、今度の冬にはまた感染が広がるのではないかと危惧されています。国や県でも対策に努めておられますが、本市の対策はどのようにされているのか。また、あつてはならないんですが、仮に本市で新型インフルエンザの感染の疑いがある患者、もしくは感染が確認された場合はどのように対応されるのかお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 児童・生徒の学力、体力向上についてお答えいたします。

ご指摘のように、平成20年度の全国学力・学習状況調査では、秋田県が全国1位など優秀な成績をおさめています。私は、この好成績をおさめた原因とか理由について学び、活用したいと考えています。それとともに、市内各小・中学校の学力の実態を踏まえ、国や県等の分析結果や指導の工夫改善に関する諸提言を十分に検討し、学力の向上を目指したいと考えているところでございます。

また、市でも、さきに触れられましたような学校支援等の取り組みをしているところです。

おかげさまで、昨年に報告しましたように、本市の児童・生徒の学力調査の結果では、好成績をおさめているととらえています。しかし、これをより一層充実、効果あるものとするためには、質問の1番目にあるように、家庭教育や地域の教育力の向上も非常に重要な点でございます。このことは、全国の学力調査の結果からも明らかにされております。

各学校では、学力向上プランを作成し、その中で家庭や地域との連携の項目を設け、基本的な生活習慣の育成や学習習慣の形成について、学校と家庭との共通理解を図りながら進めているところです。

また、学校評価の取り組み等を進める中で、学校の状況や取り組みを地域や家庭へ広報を進めるなどしております。家庭、学校、地域の連携をもとに、それぞれの教育力の向上を図ることを目指し、取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の体力に関してですが、昨年度の体力テスト、正式名称は全国体力・運動能力、運動習慣等調査ですが、簡略化して体力テストと呼びます、希望参加ということもあり、市内全校の調査結果はございません。今年度は市内全校が参加し、7月ごろには終わりたいと思っております。その結果をもとに、指導内容や方法、実施時期等を踏まえ、9月末には体力向上のための計画書作成を終わりたいと考えております。

ただ、体力の向上も重要な課題であり、また生きる力を育成することからも、体力テストの有無にかかわらず体力向上に向け授業中や休み時間の活用等の取り組みをお願いしているところですが、さきに述べた実態を踏まえた計画書の作成により、より充実した形で進めたいと考えております。

次に、3点目の放課後の活用ですが、ご指摘の放課後子どもプランについては、本件に関しましては、アンビシャス運動と一体となって進められているととらえております。アンビシャス広場は、現在5カ所があり、さまざまな有意義な活動がなされており、皆様に感謝しているところです。

そこで、今の活動の推進がより必要になるところですが、さまざま課題もあり、現状の5カ所ということになっております。また、県では教育力向上県民運動でさまざまな取り組みが計画されております。本市でもその推進を図ってまいります。このようなことをあわせ、放課後の子供の活動の充実に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

学校支援ボランティア事業というのがありますけども、これは昨年度ですね、何校ぐらい実施され、そして何人ぐらいそのボランティアとしてされたか、わかりましたら。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 詳しいデータはここ持ち合わせておりませんが、昨年度はですね、試行ということでしたか3校を中心に行ったところでございます。本年度はですね、各学校からどう

いうふうなボランティアが欲しいかと、欲しいと言っては失礼ですけども、そういうことを希望をとりまして、それに沿いまして各学校にボランティア等支援員の方を派遣するようになっているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 学校支援ボランティア事業というのは、私はこれは大変期待しております。というのはですね、今いろんな団体で少人数学級、30人学級とかいろいろ言われておりますけども、私はやはり学校の子供たちは大勢の児童の中で切磋琢磨して育っていくべきじゃないかと。そうしたときに、子供たちに目が届かなくなるんじゃないかと。先生方がですね、40人、50人、50人はないですけど、30人、40人としたときに。そしたら、やっぱりその目の届かないところをこういう学校支援ボランティアの人たちが教室に入ってですね、見守っていただく。そして、特に算数なんかはわからないような子供がいるときはですね、先生が1人だとその先生がそのわからない子に1人かかったとき、あとの仮に30人おれば、あとの29人はじっと待つとかないかんわけですね。そしたら、学校のその担任の先生が全体を引っ張っていくと。そして、このボランティアの方がそういう方を見ると。それとか、中には問題児で授業中うろうろ回る子供なんかもいますので、やはりこういう子に対しても、そういうその学校支援ボランティアの方がついておられれば、その学校の教室の中が自然と落ちついて、そういう方がおられれば、手伝っていただけだと思いますので、この事業は、ぜひボランティアの方をたくさん養成していただいて、学校のほうへ入れていただくように、これはお願いしておきます。

それから次に、やはり地域の教育力とか家庭の教育力とか言いますけども、私も子供たちと接する機会を多く持っておりますけども、その中でですね、やはり朝なんか会ってもですね、大体もうほとんどの子供たちは、おはようって言ったらおはようございますと返事が返ってくるんですけど、中にはなかなか返ってこない子がいるんですね。やはり、こういう子供たちはですね、これはもう非常に難しいんですけども、家庭の問題だと思います。この子供たちも学校に行って、先生がおはようございますと言われれば、必ず返事は返すと思うんですけども、やはり私たちみたいなそんな先生じゃない立場の人たちがやると、そういうことで返ってこない。やはり、こういうその子供たちの家庭に対してですね、先ほど取り組みをそのいろんなことでされるということでございますけども、やはり家庭と地域との連携についてももう少し具体的に何か取り組まれているようなことがありましたら、教えていただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと論点がずれますが、学校支援につきましてはどうもありがとうございます。市長もこの辺については非常に熱意を持ってありますので、いろいろ言っていただきますと、財布のひもが緩んでくるんじゃないかと期待しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

町ですれ違ったときのあいさつの件なんです、これはですね、子供たちが例えば地域のいろんな活動に参加している子供はですね、割とあいさつをするという、これはアンケート結果が出ておまして、余り参加していない子供はなかなかおっしゃるようないいさつをしない。こういう現状ですので、人から声かけられてもというようなこともですね、一面では伝えているというようなことがございますので、なかなか意に沿わないところあるかと思えますけれども、よろしかったらですね、やっぱりいつも声かけていただいておりますと、子供たちもああ、このおっちゃん大丈夫だと思ってあいさつすると思えます、どうか地域でもそういうふうに声かけていただいたり、またいろんな活動にですね、参加されるように努力していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 子供たちがですね、しっかりと学べるような生活習慣を身につけるようにですね、学校のほうでもしっかり指導していただきたいと思えます。

これからはちょっと市長のほうにお尋ねしたいんですが、私はこの教育問題を取り上げましたのは、これはもう一つはやはり太宰府市としての魅力をですね、その教育というか子育てという面から、もう一つ魅力をつけていただければと思ひまして、これを質問させていただきます。

これからは自治体間競争でですね、それぞれの自治体がそれぞれの特色を出して、やっぱり魅力を出していかないと、自治体間競争の中で遅れをとるんじゃないかなということで、本市は本当に緑豊かな自然と、それと長い歴史がありまして、その中で歴史遺産もありますし、観光としましても、天満宮それから国博も、非常に何というか効果が上がってきているように見えておりますけども。このような中で、もう一つ、やはり町の活性化のためには人口が増えるように政策をしていくと。そしたら、やっぱり子育てをしやすい町ということで、太宰府の魅力をですね、もう一つつけ加えていただいて。

そういうことで、その一つは先ほど言いましたように、学校の体力それから学力のアップということで、やはり太宰府の小学校、中学校に行かせれば、少しいい学校に行けるかなというようなですね。やはり、今の若いお母さん方は非常によく教育について関心も高うございますので、それが一つの太宰府市の魅力になるんじゃないかなということで考えております。

これはひとつ将来人口の動態統計調査というのがありまして、この中で、2020年には結局筑紫野、大野城、春日市の人口はピークになって、それから下がっていくと。そうすると、太宰府市の場合はどうかといいますと、2015年でピークを迎えると。そして、2015年を過ぎたら若干ずつ減少していくんじゃないかということで、やはり若い世代の人たちをこの太宰府市に取り入れて、この2015年という数字を2020年、2030年に延ばせるように。そのためには、どうしてもやはり若い世代のそういう家庭といいますか、そういう人たちを太宰府市に呼び込むということが必要じゃないかと。そのためには、教育の町太宰府ということですね、子育てのし

やすい太宰府ということですね、大いにPRしていただければいいんじゃないかと思いきや、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私もそのような観点で精いっぱい努力しておるような状況です。やはり、将来的には少子化、人口減少傾向が続くわけですから、その中においては地域間の競争といいましょうか、いい意味のそういった地域間の競争を行っていくと。それには、やはり若い層、あるいは高齢者も私は決して必要でないというようなことは申し上げておりませんが、すべての年齢階層の方々がこの町の中で生涯を通して安心して安全に暮らせるような、そういったまちづくりをしていきたいなど。そのためには、教育の分野等においては今もサポート、支援等のシステム等々も設けております。あるいは、少年の船でありますとか、青少年の健全育成等についての支援というようなことも行っております。一番大事なのは、やはり地域の中で、地域の中でそれぞれ安全・安心で暮らせるような、あるいは支え合うような、そういったまちづくりを行っていくことが一番大事ではないかなというように思っております。そこにも力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、子育てしやすい町太宰府ということをおPRしていただきたい。そういうことで、児童・生徒の体力アップ、学力アップともにですね、今度次世代育成支援計画というのが今年平成21年で終わって、またこれから後期の部分でされるということですので、やはりここでもう一つ、太宰府市が子育てしやすい町ということですね、魅力を1つつけ加えていただいて、若い世代が太宰府に引っ越してこようと、住んでみようというような魅力のある町にさせていただきますようお願いしまして、この1問目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 新型インフルエンザについてお答えいたします。

志免町での感染者につきましては、福岡県より感染症指定医療機関に入院治療し、退院されております。また、濃厚接触者につきましても、管轄の保健福祉環境事務所による健康監視により、全員の健康調査が終了しております。また、福岡市で6月6日に最初に感染が確定し、その後も広がっていますが、確定した方については同様に福岡市のこども病院・感染症センターに入院し、治療されております。このように、感染の確認とその後の医療対応は、福岡県と管轄の保健福祉環境事務所が実施することとされています。市町村では、医療以外の支援が主体になると想定しております。

本市におきましては、本年3月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。今回の新型インフルエンザA型の発生に伴い、太宰府市地域防災計画を参考に、班体制と発生段階ごとの動員配備計画を作成したところでございます。発生状況により、情報の収集や発信が中心

なったり、生活に関する相談や支援方法が中心になったりすることが予想されることから、柔軟な班体制で臨むこととしております。日常生活に不可欠なごみ、し尿収集、そして上下水道の確保は、最優先課題として考えております。市役所窓口での相談や罹患された方のお住まいを職員が訪問するなどの対応のために、マスクや消毒薬などを備蓄しているところでございます。

今後も引き続き市民が安心して生活することができますように、新型インフルエンザ対策に最大の努力をまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このインフルエンザにつきましては、先ほど安部陽議員のほうから詳細について質問がっておりますので、私は市民の皆さんが安心して冷静に、このインフルエンザに対して対応ができるような対策を講じていただきますようお願いして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って発言をいたしますが、私の今回の質問は今議会で提案されております議案第44号に関するものであり、本案は既に総務文教常任委員会に付託をされ、議論をされておりますが、今回の案件が私の3月議会における質問と関連をしておりますので質問させていただきます。なおこの旨につきましては所管委員長に事前に伝えておくことをお伝え申し上げておきたいと思っております。

さて、今回の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、派遣先、つまりその派遣対象団体はどのような団体かをお伺いするものであります。また、派遣される職員数はどの程度になるのかあわせてお伺いをいたします。

次に、提案をされました条例の施行日は、本年7月1日よりとなっておりますが、既に実質派遣をされておる職員がおるといふふうに思いますが、7月1日の本条例の施行までその職員の方々がどのような法律あるいは条例に基づき派遣されているのかも、お伺いをするわけでございます。また、本条例の適用の範囲については最初の質問にも重なるかと思っておりますが、適用の範囲あるいは団体はどのようなところを考慮されるか、お伺いするものであります。

次に、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この第6条に定められております派遣期間中の職員の給与につきましては、これを支給しないとなっておりますが、本法律

のとおり派遣先より給与は支給されるのかどうかをお伺いするものでございます。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、ご質問の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてお答えいたします。

本条例の制定に伴います対象となる公益的法人の名称及び職員数についてでございますが、今回の南保育所の保育業務を委託しております委託先の社会福祉法人みらいへ事務引き継ぎのため職員3名を派遣いたしますものでございます。

次に、これまで南保育所へ職員を派遣しております根拠につきましては、保育業務を委託しました5月1日付で、保育士については子育て支援課への辞令を発した上、通常の業務命令として南保育所での事務引き継ぎ業務に当たらせております。

次に、本条例の施行後の適用範囲と団体については、社会福祉法人みらいと規則で定めることにいたしております。

また、職員の給与につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第6条第2項におきまして、条例で定めるところにより給与を支給することができるとなっておりますので、今回制定をいたします条例の第4条におきまして給与を支給できるよう定めているところでございます。

なお、派遣に伴い生じますいろいろな事務につきましては、派遣される職員の勤務条件等に配慮しながら、相手団体と協議を行いまして、支障を来すことがないように事務処理を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 規則は私たちまだ明らかにされていないと思うんですね。条例は議会にかけますけども。これはちょっとお伺いしますが、規則は制定をされたら、私どもに明らかにしていただけるかどうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もちろん条例規則等については、市民への公表も行うようにしておりますので、条例可決とあわせまして規則も制定すれば、直ちに公表という形でお届けしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 規則で社会福祉法人みらいというふうに定めるといふご回答でしたが、保育業務を5月1日付でこれはちょっと、子育て支援課に行つて、そこから業務命令で社会福祉法人みらいに今行っていると、こういうふうにお答えがなつたんですが、じゃあ5月1日からはこのいわゆる条例に定める派遣というふうには理解をしないと、そういうことでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 5月1日付で、それまで南保育所という辞令で出しておりました保育士については、子育て支援課付という形での辞令行為を行っております。日常業務につきましては、その保育所の日常の中での事務引き継ぎ、これは主は委託した社会福祉法人みらいの保育士さんたちが保育業務は行っておりますけれども、一人一人の個の個別事情のあるような、子供たちの一人一人の生育記録については、その場で直接市の保育士のほうから引き継ぎ業務を行っておるといところでございます。辞令行為は子育て支援課付でございますけれども、業務命令として実際の勤務については、南保育所のほうで引き継ぎの業務についておるとい状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 7月1日以降も、業務命令で南保育所で業務をするということですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 7月1日になりますと、改めてこの派遣条例可決いただきますれば、基本的には引き継ぎ業務というふうにとらえておりますけれども、社会福祉法人みらいのほうからも辞令を発していただきまして、スムーズな引き継ぎ業務が行えるような形で法的にですね、混在するような職場というよりも、一つの辞令行為の中の社会福祉法人みらいの中での引き継ぎ業務という形で行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ようわかりませんが、5月1日からは業務命令で現場が南保育所と。7月1日からも変わらないで南保育所で業務を。どう違いますか、5月1日からと7月1日。端的に言っていただいて。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 7月1日からは、この3名の保育士につきましては社会福祉法人みらいからの辞令ももらいます。そういうところから、同じ社会福祉法人の職員としての事務引き継ぎ体制のほうに入りますので、委託側の市、受託側の社会福祉法人の職員という一つの混在する職場ではなくて、一つの服務形態の中での勤務体系という形で行われていくというふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 給与は第6条第2項で市のほうで、7月1日までは言うならもう以降も給与は全部市のほうで負担をするという、第6条第2項で負担をするということで、要するにもう7月1日までは派遣でも何でもなくて、業務命令で仕事を南保育所でしますよと。7月1日からは、派遣先から辞令を出すから派遣という形になるというだけですかね。ほんなら、辞令を派遣先でもらうかもらわんかだけの違いと、そういうふうに認識していいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 実質的には、そのようなことになろうかと思います。この市の保育士につきましては、あくまでも引き継ぎ業務しか行いませんので、向こうの南保育所での保育体制の中には組み込んで行っておるものではございません。あくまでも、主は向こう、社会福祉法人みらいの保育士たちが南保育所の運営を行ってまいります。それに対するこれまでのかかわってきました南保育所の市の保育士の引き継ぎ、そして個別の子供たちのやはりいろいろな事情が、家庭背景も含めてのいろんなものがありますので、そのものを来年の3月まで引き継ぎとして行ってしまうということになっております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 辞令をみらいからもらわんならば、そのままずっと事務引き継ぎで出来るというふうに言っても差しさわりのないわけですね。それともう一つ、4月1日から何かじゃあ委託されてます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 4月1日からの委託は給食業務、保育所の給食業務だけは4月1日から委託をいたしております。保育業務は5月1日からという1カ月のタイムラグがございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 委託をする調理人さんの身分というか、これはみらいに委託をされとるというふうに、ということですね。調理業務は委託、もうみらいが委託を4月1日からしとるということですね。7月1日から条例を発せんでも、事務引き継ぎでできやせんですか。条例をつくらんでも、つくらんでもやれるということでしょ、実質的には。5月1日から子育て支援課に辞令交付して、そして事務引き継ぎというか、引き継ぎのために5月1日から今行っておられるわけですね。そして、7月1日からみらいから辞令をもらうので、派遣条例のっとして派遣をします。しかし、実質的には何も変わらないということであれば、条例をつくらんでいいって言ってんじゃないですよ、つくろうがつくるまいが、みらいから辞令をもらわんなら、この条例は必要ないと。逆に考えれば、そういうふうには理解できても構わんでしょ。どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 南保育所で保育業務を委託いたしました。社会福祉法人みらいの保育士さんたちが基本的には主となって保育業務を行っております。そこに市のこれまで行っておりました保育士のうち3名ほどがですね、引き継ぎ業務として残ります。この辺の引き継ぎ業務がスムーズに行われるかどうかということで話もいたしました。そしたら、やはりお互い正直遠慮がですね、あるような部分も生じたりするようございまして、そのときに同じ社会福祉法人としての身分もですね、あわせ持つて、その引き継ぎ業務に身分的なですね、サービス上の差異がないような形でしてもらえれば、非常になお一層引き継ぎ業務がスムーズに行えるというような話も聞いております。そういうことから、この条例が適用されましたら、7月1日付

で市のほうとしては派遣、そして社会福祉法人みらいとしては採用という形ですね、一つの辞令を発していただくというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今回余り議論するつもりはないんですが、見解だけはちょっととりあえず聞いておきたいんですが。そりゃ同じ人が5月1日からしよってですよ、7月1日から辞令をもらったからなおスムーズにいくなんていう話はですね、ないですよ。同じ人間がしよつとに。7月1日から違う人間が行くなら別やけど、同じ人間が5月から来よって、辞令ばもろうたからなおスムーズに引き継ぎができるなんていう話があるもんですか。そんなの詭弁ですよ。一緒の人間やから、ね。一緒の人間がそんなことはないですよ。辞令ば発っせんでもいいっちゃ。

それから、財団ですね、文化スポーツ振興財団。それから、社会福祉協議会等についてはこの条例の適用とは考えておられないかどうか。ちょっとここを質問しときます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回の条例の議案として出しておる分の付随する規則としては、設ける予定とはいたしておりません。規則としては、社会福祉法人みらいというものを規則の中で定めるということをいたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） じゃ文化スポーツ振興財団、社会福祉協議会はどういう位置づけになるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 文化スポーツ振興財団、社会福祉協議会等につきましては、基本的に市の職務執行規則の中で文化スポーツ振興財団関係の関すること及び社会福祉協議会に関することという職務執行規則の中の業務として定めておまして、その業務に携わっておるといふ現在、日常の業務命令として事務取扱としてですね、そこの業務に携わっておるといふのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 本来は、平成12年ですかね、この法律ができたのは。で、派遣する場合は各公共団体は条例を定めて、その条例に基づいて派遣をし、基本的には派遣された団体から給与をもらうというのが法律の基本だと思います。ただし、第6条第2項の中で専らいろいろ条項があつて、公共団体が支払うことは可能であるというふうにはなっていますが、それとて本来は条例をつくって、ここで言う4条でしょうけどね。で、つくって出していかなきゃいかんというのが本来の姿であろうと思うんですよ、もともとは。だから、これは太宰府小学校の調理業務が民間委託になったときに、労働者派遣法の中で議論も随分したんですが、調理業務をする人に栄養士さんが指導してはいけないとか、そういうのを随分議論した経過があると思います。今回も事務引き継ぎということですから、所長さんはみらいの方で、保育士さんがみ

らいの方と市の職員がおって、市の職員がみらいの方にそれは指導なのか、いや事務引き継ぎなんかというのはもうほとんどわからないですたいね。ただ、労働者派遣法は非常に心配をしておるので、その法律に基づいて平成12年にこの法律ができたわけですから、その法律の趣旨からいくと、もっと早く本来は本市においても条例をつくっておかなきゃいけなかったのではないかというふうには私は思うわけであります。給与についても、本来は派遣先でもらうというのが基本というふうには思っておりますが、いろんな諸般の事情ですけれども、あらかた見解をお聞きしましたので、7月からの推移を見ながら9月議会で機会があればまた一般質問をしたいと思って、私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って2項目にわたり質問いたします。

現在、日本は100年に一度の経済危機と言われ、本年4月には失業率も5年半ぶりの5%台に乗り、有効求人倍率は過去最悪の0.46倍になっています。今後の見通しについても、先が見えないと判断している専門家もたくさんいらっしゃるという状況です。もちろん、経済問題だけではなく、夫婦のあり方の変化、国も社会保障制度維持のためにも、女性の社会進出を積極的に推進している現在、共働き家庭は今後も増加するものと考えます。

私のところへある保護者からメールが届きました。小学校1年生に上がったばかりの子供を夏休みの長期期間中、学童保育所の前で毎朝30分以上待たせなければならないことが不安ですという内容でした。また、毎日6時までには家に帰ることができず、子供が毎日1人で待っていることも本当に不安であり、もし家が借家だったら、すぐにでも春日市や大野城市に引っ越したいとも書かれていました。

現在、近隣市町で学童保育所の運営が午後6時までなのは、筑紫野市と太宰府市だけです。また、夏休みなどの長期休暇中の開始時間が8時半なのは、太宰府市だけです。近隣自治体では、学童保育所を別料金で夜7時まで運営し、長期休暇中は朝8時から始めておられます。福岡市内に勤めに出ておられる保護者は、会社の始業時間が8時半の場合、子供のためにどんなに遅く出ても8時前には家を出なければなりません。会社の場所によっては、7時半ごろに出なければなりません。したがって、子供もその時間には家を出なければなりません。長期休暇中集団登校はありませんから、1人で通学し、学童保育所が開くまで外で待っていなければなりません。特に、雪や雨の日の親の心配は大きなものと推察できます。また、全く残業しなかったとしても、通常家に到着するのは6時近くなります。しかし、それは現実的ではなく、簡単に7時近くなってしまいます。太宰府市内それぞれの学童保育所でどれくらいのニーズがあるかわかりませんが、働く保護者をできるだけサポートし、子供の安全を

より確実にするために、延長を前提にその調査を行ってみることを検討していただけないでしょうか。部長のお考えをお示してください。

次に、4月から実施された自治会制度ですが、そろそろすべての自治会において総会が終了し、本格的に移行し始めたと思います。しかし、本当に全体がスムーズに移行しているのでしょうか。制度変更を決定したのは行政ですから、少なくとも経過期間である今年1年はうまく移行できない自治会に対して対応することが求められると思います。

私の住んでいる五条区においては、今回の総会では規約の改正は行いませんでした。それは、例えば五条区の規約第4条に五条区に在住する者は区民になり、その隣組に加入するものとするという項目がありますが、任意団体である自治会が本人の同意なく住民を自治会員にすることは法律に抵触します。しかし、これを削除すると自治会費の徴収にどのような影響が出てくるかわからないという判断があったようです。

ほかの自治会については、現在どのような進捗状況なのか市では把握されているのでしょうか。また、昨年12月議会において、私は自治会が何をもって成立するのかという質問をいたしましたときに、今後の課題だというご回答をいただいています。既に制度は始まっておりませんが、この成立要件について執行部では検討されたのでしょうか。今回、地名変更で幸都一丁目、二丁目新たに発足する予定ですが、この地区についても自治会をつくりたいという動きがあれば、補助金の関係もあり、市は市が考えるところの自治会成立要件を提示すべきだと考えます。執行部の検討内容をお示してください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学童保育所の開所時間は、平日は14時から18時、土曜日は8時30分から15時、夏休みなどの長期休業中につきましては、8時30分から17時までとなっております。ご質問の学童保育所の時間延長につきましては、太宰府市学童保育所保護者会から毎年要望が上がっているところをございまして、その具体的な内容としまして長期休業中の開所時間を早め、閉所時間を19時まで延ばしてほしいとのことをございまして。

保育時間の変更については、平成17年5月に平日の保育時間を17時から18時に延長いたしておりますが、まだまだ利用者側のニーズにこたえることができていないのが現状でございます。しかしながら、開所時間の拡大となりますと、それに伴い指導員の勤務体制、例えば2交代制の導入の検討や臨時職員の増員など財政的な問題もございまして、今後調査等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その調査の中で、既に調査されているかどうかをちょっと確認したいんですけど、特に長期休業中まず学童保育所に子供たちが通ってくるときの形態ですね。1人で通ってこられているのか、もしくは保護者が送られてきている、送迎というか送ってきている

ケースが多いのか。それからあと通常の学童保育所の時も含めてなんですが、今度は下校のときですね。下校の6時まで延長された場合ですね、その子供たちがやはりどうやって下校しているのか。1人で下校しているのか、もしくは何らかの形で集団を組ませて下校させているのか、その調査はされたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今私が承知している限りでは、ちょっと調査したことがないようでございますけども、閉所時間の延長後の閉所ですけども、そのときには迎えに来てもらうというのを原則にしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 例えば、この市役所近辺の子供たちというのは、水城小学校まで歩いて登校するわけですよ。逆に、五条西の子供たちも歩いて太宰府小学校まで通学しなきゃいけないわけですね。朝、やはりここにしても五条にしても、かなり交通量の多い道路を通って、しかも子供たち1人でもしかしたら通学をしているかもしれない。小学校低学年の子供たちがそういった通学をしている可能性があるわけで、やはり親としてはこういった交通量の多い道路を1人で行かせるのは心配だから、やはり車で送って行ってあげたい。そうすると、親の就業時間の兼ね合いもあって、もう8時前には子供を送り届けておいて、親はとりあえず車を置きに帰って、それから通勤をするというようなことをされている保護者もいらっしゃるようです。そうすると、子供はですね、もう7時40分ごろにはもう学童保育所の前に来ているんですね。8時半まで学童保育所があかないとなると、そこで待つてなきゃいけないわけです。小1時間近く、その子供たちだけで待っているような状況になっているから、親としてはやはりだれか監督してくださる方がそこにいてほしいと。これはもう願われるのは、至極当然だと思うんですね。

今、6時まで延長した場合は親が迎えに来ることが、そういうふうをお願いをされているということですが、実際その6時に迎えに来れる親がどれぐらいいるのかという話なんですね。さっき言ったように、市役所の職員の人でもそうでしょうけど、定時に帰ってぎりぎりに帰って、福岡市まで帰る人は多分6時ごろにしか家に着かないと思います。そういった方たちが学童保育所までお迎えに行くところを考えると、やはり閉める時間も長期休業中のあける時間ももう少し検討の余地があるのではないかと思います。ぜひ、せめてですね、春日市、大野城市がそれをやっていますので、太宰府から転居してあっちに行きたいと保護者に言わせるような形ではなく、やはり同等の形で対応していただきたいと思います。これは要望として1点目の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 次に、自治会への移行状況についてご回答いたします。

初めに、今回の自治会制度の移行は、これまで各区で区民の皆様により組織されている区の

名称はいろいろ呼び方がありますけれども、区会、町会、自治会などをそのまま行政区自治会として位置づけ、これまで区長を通じて各区にお願いいたしておりました各種委員等の推薦、行政情報の周知、連絡及び各種調査報告書等の配布、収集や掲示、区域内全住民への広報配布、区域内住民の福祉の増進に関することなどとあわせて、区自治会相互の連携、交流及び調整に関することなど、直接区自治会にこれまでどおり行っていただくこととしたものであります。したがって、新たな任意組織として自治会を組織するということではありませんし、あるいは各区に組織の改編等をお願いしたものでありませんでした。そこで一律な規約改正を各行政区、自治会に求めたものでもありませんでした。

現在の状況につきましては、4月以降全区から行政区自治会長の届け出をいただきました。また、本年度新しく自治会長に就任されました方々には事前の説明会を開催しながら、5月20日には全44名の行政区自治会長出席のもと全体会議を開催し、市長との意見交換を行い、本年度新たな制度のスタートを切ったところでございます。また、校区自治協議会の組織化については、今年度は準備期間であることから、まずは行政区自治会長と積極的に連絡をとり合い、現在校区理事会開催に向けて協議を重ねているところであります。また、あわせて各行政区自治会での準備などスムーズな運営ができるよう協力してまいります。

次に、新たな行政区自治会をつくるには、住居表示による町名変更の区域でということではなく、新たに行政区を設置する必要があります。区の新設に当たっては、従来どおり当該行政区と隣接区との協議を行いながら区域を定めることとなります。そして、この新設行政区の全域を範囲とした区民により形成された住民自治組織を行政区自治会として市長に届けていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、ちょっと最初のほうの質問なんですけど、行政区というのは行政が便宜上区切った地域であって、そこで区費を払おうが払うまいが、そこに住んでる人は区民だったということがあると思います。でも、ここは根本的に違うんですが、自治会は民法上その任意団体というふうに定められておまして、言えば公益性の非常に高い有償ボランティア団体というふうに言えると思います。したがって、地域住民全員ではなくて、趣旨に賛同した住民が自治会員であって、会費も賛同した住民からのみ徴収が可能であって、賛同しない方には強制ができないということになります。つまり、在住するすべての住民が会員であると自治会規則にうたってはいけないわけですよ。これがその会費徴収に与える影響とか、そのほかわからないことが非常に多かったために、五条区では規約改正ができませんでした。

しかし、既にですね、規約改正が終わったところでも、単に行政区を自治会というふうに名称変更しただけの場合などは、後でその法的な根拠や問題を指摘される可能性があります。今まではその行政区長と、それから自治会という相反するというか、全く立場の違う長を同じ人がやっているというケースが多かったんで、そこが非常に混同されてきたところあるんです

が、今回この自治会というふうにはっきりうたわれました。そして、今全国的にその自治意識というのが非常に高まってまして、実際に今全国各地で入会、脱会の自由を認めなかったり、あるいは会費に上乘せして各種募金を徴収していた自治会などがあちこちで問題が起りました。裁判に訴えられて敗訴して、賠償命令も出されています。これはもう既に最高裁で判例が出ています。ですから、まずは今までその区長制度と、それから自治会という非常に立場の違うところが混濁していたところあるんですが、それが自治会になったということで、自治会は任意団体だということをまず役員の方に認識をしていただかないと、その規約の中に法的に非常に問題があるものが出てくるというか、あると思います。

ですから、行政はやはりそういった法的な根拠とか非常に詳しいと思いますので、まずその制度変更を持ち出した行政側としてはですね、この規約の改正、私がこの五条区の規約の中を見ただけでも、やはりこれは法的におかしいんじゃないかなと思えるところたくさんあります。ですから、一つ一つの行政区にやはり張りついてですね、規約の改正等については一緒に助言をしたり、一緒に考えていったりすることが必要だと思いますけども、まずはどういうふうに規約の改正がすべての自治会で行われたのか、これを確認しておく必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど答弁いたしましたように、行政区にある町会あるいは区会、自治会というそれぞれの名称は違いますけども、これは従来から渡邊議員がおっしゃいますように、いわゆる任意団体であるということは私たちのほうも思っております。

今回見直しましたのは、その行政区というのは市のほうで設置を確かにいたしております。これは範囲があったのか、組織があったのか、どちらが先だったのかというのは、この間歴史的な問題があっただけのご報告しているところで、戦前からの町会制度が戦後の昭和22年ですかね、町会制度の廃止という形でたん制度としてはなくなってはおりますが、その後地域活動あるいは社会教育分野で綿々とそういう組織活動が繋がってきたと。そして、5年後に廃止法令が出されていますので、法的にはその組織をするということについては問題ないということ。ただ、権利能力とかそういう部分がなかったということ。

本市の場合も、昭和35年にこの行政区の設置の規定を設置している状況でございます。その間、町会あるいは区会というのは、地域の住民の方々が日本の伝統的な文化でもあると思えますけども、みんなでこの地域を守っていこうというような歴史的な伝統文化を守ってこられてきています。そして、太宰府も昭和30年の後半から高度経済成長に合わせまして、福岡市の都市圏という形で大型住宅団地造成等もされ、あるいは共同住宅等の建設もされまして、いろんな方が転入されてこられている。そして、いろんな考え方を持った方がおられますけども、やはり太宰府としてはそういう地域特性を持ちながら、この行政区については運営されてきたものと思っております。

それで、平成何年ですかね、最高裁判例が出まして、こういういわゆる町会というものにつ

いては権利能力なき社団ですかね、そういうもので任意団体ということで、その組織に加入するについては束縛するものではないというような判例が出されたというのは、事実でございます。

そういうことで、私どものほうも区の運営の中では従来の区長制のときから区長さんのご相談の中で、やはり加入者がスムーズに加入されないという問題もあるというようなこともお聞きしながら進んできていたわけでございます。今回、総合計画にも掲げてます市民との協働のまちづくり、具体的には地域コミュニティづくりを、校区ごとの組織化をしていこうということで、市長が指揮を發します区長制度ということについては、やはり住民自治組織を形成していくには障害が大きいものがあるということと、この間行政の補完的機能を担っていただきました行政区長の職務についてという見直しを行いまして、その区からの推薦に基づく区長委嘱を見直したということでございます、そこにある組織については先ほども答弁させていただきましたように、見直しは行っておりません。

それで、区の規約については先ほど言いましたように、長い歴史の中でそれぞれ区の特徴を生かしながら活動していただいておりますので、規約の中にはやはりそういう今の裁判判例等から見ると、少し矛盾があるのかなということもあると思っておりますけども、ただ決して強制的にですね、加入を推進してあるわけではないと思っておりますし、そういうものは区民の中で協議されながら、そして法的な法制実務というようなものであれば、私たちも当然ご相談に応じながら協議してまいりますし、規約の内容については当然その各区の中で協議しながら決めていただくものだろうと思っております。

先ほど答弁いたしましたように、これから区と行政が対等な関係で協働のまちづくりを進めていくためには、当然そういう区の役員さん、あるいは区の自治会長さんと協議を進めながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） いや、もう本当におっしゃるとおりだと思います。私が言っているのは、もう既に総会が終わって規約を改正したよと思っております、多分自治会も実はあると思うんですね。ところが、それが名称変更しかされていなくて、法的に見るとやはりこれおかしいんじゃないと思われる規約は多分たくさんあるんじゃないかなと、私はほかのところ実態見てませんのでわかりませんが、五条区の規約だけ見ると、これ名称変更だけすると非常におかしいんですね。実際、これまでやっぱり訴えられるのは自治会なんですね。だから、市が訴えられるわけじゃなくて、自治会が市民から訴えられるわけで、隣組費なんかの会費の徴収なんかに行くときにも、区の規則にあるけん、区費を払ってちょうだいとか、そういった形での勧誘をされている方も多分いらっしゃるかもしれません。しかし、それは区の規則ではうたえないわけですから、こういう趣旨があつてこういうふうな自治会という組織をしていますから、趣旨に賛同してもらえらんだつたら入っていただけないでしょうかという勧誘になるんですね。

だから、そのあたりを意識を徹底させておかないと、今新しい住民の方も入ってこられていますし、自治意識というのがだんだん変わってきて、市民のそういう意識が変わってきていますから、自治会のほうがそういった形で訴えられないように、やはりそれは市がきちんと指導をしていただきたいということなんです。

先ほどおっしゃったその自治会の納入率を落とさないということが一番大きな課題になってくると思うんですが、これいろんな先進事例見ますと、自治会ごとのルールを決めたりされているんですね、自治会の中で。それは、例えばその街灯の維持管理はすべて自治会がやりますから、例えば自治会にそのために入ってくださいとか、自治会ごとにいろんな特色があって、そういうことを売り言葉にその会費納入に行かされているケースがあるようなんです。これはいろいろその先進事例を調べていただいてですね、やはり担当職員の方が自治会の中に入っていて、その任意団体であるために一体何をメリットに、この自治会に入ったらどういうメリットがあるのか、自治会に入ったほうが暮らしやすいよねと市民に思ってもらえるような、そういった形での何か研修なり何なりをして、一緒に考えて、職員の方も一緒に行動していただきたいと思います。

校区ごとに担当職員を決められるというふうなお話を以前されていたと思うんですが、その担当職員はもう既に決まったのか。その担当職員がもし決まったんだとしたら、それぞれの自治会長さんへのそういった紹介等はもう終わったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まず、担当者ですけれども、本年度機構改革等もございましたけれども、職員2名増員していただいております。それで、係長以下4名で現在積極的に先ほど報告しましたように、各区の自治会長さんとも個別の協議をしておりますし、紹介については先ほど報告しました5月20日の日に全体会議をした中で、それぞれ1人が2つの校区を持ちながらやるということで紹介もしておりますし、現実協議も重ねているところです。

それともう一つ、自治会の加入促進についてはある自治体のように編成、構成率といいますかね、加入率が70%ぐらいたか50%ぐらいたかでは本市ではないと思っております。区長さん時代からいろいろ報告を受けておりますけれども、各行政区には何世帯かの未加入者がおられるということもあります。それで、新しく転入された方については、そういうふうなご相談も受けますので、職員としてもやはり地域活動の重要性、そしてその地域の課題を行政ともやっていくためには、いろんなそういう地域の人たちが自分たちでまちづくりにかかわってもらうことが大事だということで、ご相談にも応じていますし、区長制度のときからそういう質問が今回の移行についてもありましたので、先ほど渡邊議員がおっしゃいますように行政と各自治会、そして校区協議会の中でそういうPR活動、どんなふうな内容がいいのかも協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その中で例えばですね、区費、今自治会費になるんでしょうけど、この

区費の額にしても自治会によってかなりまちまちで、高いところもあれば安いところもあるような実態で、市が一定その補助金でそれを補てんするような立場にいるわけですけど、やっぱり市がその補助金を出して一定の活動を推進していくという立場があれば、その区費の違いというのがそこまであっていいのか。区費が高いところが補助金額が低かったりとか、区費が安いところが補助金額が高かったりとかという、そういう矛盾が私は出てきたりしないかなとちょっと心配してます。

それからもう一つがですね、その自治会費にしても例えば高齢者のひとり住まいであるとか、障害者の方とか、その方たちも一律の区費を支払うべきかどうかとかというの、自治会ごとに検討されていいんじゃないのかなというふうに私は思います。

それからあと、校区自治協議会なんですけど、現在ここに参加するかどうかを検討している自治会があります。もちろん参加するかしないかは、その任意団体の自治会が決めることで、今年はその自治会に直接補助金を出されるということですが、来年度以降ですね、その校区自治協議会に参加されない自治会については補助金の支給、交付方法はどのようになりますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 各区の区費のお話ですけども、渡邊議員がおっしゃいますように各区でそれぞれの実情に応じて決められるべきもので、行政が指導したり、基準を示すものではないだろうと思っております。

それから、今年度1年間準備期間というのはこの間報告いたしましたように、平成21年4月1日からそういう組織づくり、各自治会での区からの補助金の受け入れ等については準備期間が要ということで、あくまでも校区として参加していくための準備だということで、一部区からの直接の請求でお支払いをするということにしておりますけども、あくまでもこれはこの地域支援補助金については市が進めます小学校区を1つの範囲としたネットワークづくり、いわゆる場づくりの組織づくりのための支援をしながら、そこに構成されます各区のそれぞれの実情に応じたよりよい運用をしていただくための支援補助金と考えておりますので、まずは校区にそろうことということが大前提であると考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そうすると、校区自治会協議会に入らないということを表明した自治会については、来年度以降は補助金はないということで考えてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 44行政区の自治会長さんが全員届けを出していただいて、これからそれぞれの区の実情に応じながら準備を進め、そして校区でのネットワークづくりにも協力をしていただくということで、新たな新年度としてスタートを切ったところでございますので、それに向けて私たちも協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私はその自治会同士の横の連携は絶対に必要だと思っているんです。しかし、それがですね、その校区単位、小学校区単位でなければならぬというのがちょっとよくわからなくて、例えば西校区はどういう理由かわかりませんが、2つの小学校区が1つになっている。恐らく、これは防犯とかで既に実績があつて、2つの小学校区が一緒にやったほうがいいだろうという提案なり何なりがあつて、行政がそれをのまれたのではないかと思ひますが、太宰府小学校区の場合ですね、ここには14もの自治会が入つていて、北谷から内山、そして三条、連歌屋、五条、五条西、ここまでの物すごく広い範囲なんですね、太宰府小学校校区は。私は逆にこの太宰府小学校校区というのは2つに分割される、2つかどうかわかりませんが、分割されるべき規模ではないかというふうに思ひます。というのが、この太宰府小学校区全体で何かを連携してやらなきゃいけないことが一体どれくらいあるんだろうかというふうに私自身は考へてますが、こういった内容についてもですね、西校区は統合ができたわけですから。そうすると、例えば太宰府小学校区の自治会長さんたちのお話し合ひで、ここはやっぱり2つか3つに分けたほうがよからうというような提案なり決定があれば、それは行政側にそれを逆に提案することはできるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 現時点では、それぞれの校区、小学校区の範囲を定めております。この新補助金の制度としてはですね、西地域については、従来から合同でやるということで、従来から準備会という形で進んでいただいております。今回、西地区で協議をされながら、今自治会長さんたちの協議を自分たちでされているということを知っていますので、そういう動向も見ながらですね、やっていくことだろうと思ひますけども、ご質問のように西地域という形で合同でやるということで決定されれば、そういう方向で進みたいと思っております。

太宰府小学校区の分けるというお話ですけれども、さまざまご意見がございます、自治会長さんの中にも。私としては、皆さんとお話しする中では、確かに14行政区という行政区の数もそうですけども、エリア的にもかなり広範囲に及んでいるということがあります。そのデメリットは確かに地理的な要因とかというのがあつたらうと思ひますけども、逆にある小学校区では5行政区ぐらいしかないところもあります。何らかの活動をしようというときに、何かパトロールしようといったときに、やはりその防犯委員さんだけでは数が足りないんで、区に応援を求めるときに、やはり1区から3人なり4人なりというような形になりますが、14行政区でございますので、例えば自治会長さんと防犯委員さんが14にしたら、それで28人そろわれるわけですね。この前も、そういう全体の防犯学習をしようということになってきたときには、70名近い方がお集まりになられたという形もあります。そういうことで、メリット、デメリットでございますので、そういう協議を重ねながらですね、一番よりよい方法で進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員）　ということは、その協議を進める過程の中で、やはりその自治会長さんたちが通常校区で集まるときは、太宰府小学校区はやっぱり2つに分けとったほうがいろいろ便宜が図れるとか、非常に利便性があるとか、そういった意見が出てくれば、それは考慮をするというふうに今受け取らせていただきました。

先日、総務文教常任委員会です、公民館に関する条例の改正について審議をした際に、武藤議員から地区公民館という名称のままよいかという質問がありました。恐らく、ほとんどの公民館はですね、その使用規定などに区民に対する福利厚生などを目的とするという文言なり内容が入っていると思います。これまでは住民すべてが区民でしたから問題はないんですけれども、今後はその任意団体である自治会が自分たちの会費で公民館の維持補修費用の一部を負担するわけですから、自治会員の福利厚生を目的とするというような文言の変更や、あるいは地区公民館ではなく、自治会公民館などへ名称も変更する必要があると判断する自治会も出てくるかもしれません。そうすると、自治会に入らない人は今後公民館を使用できないのかなど、これらすべてそれぞれの自治会でやはりきちんと話し合いをしていただかなければなりません。今回、その区のそれぞれの総会で規約なんかは改正されたと思うんですけれども、あわせてですね、この公民館の使用規定などについても市では各自治会などにその助言などをされましたか。それとも、今後やはりしたほうがいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員）　協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生）　全体的なお話で私のほうからさせていただきたいと思えます。

地区公民館の整備、施設整備条例を持っております。これは各行政区に地区公民館を設置して促進を図っていくと。公民館活動の促進を図っていくということで、これ整備しています。先ほど本市のそういう行政区の生い立ちについてもお話をさせていただきましたし、変遷についてもお話をさせていただきました。確かに、転入した場合にある区ではその公民館設置に関した負担金を転入のときに負担をしていただくというような問題もあるということは伺っておりますけれども、あくまでもその行政区の中で運営されている公民館であると考えております。

それで、今ご指摘のところについては、所管の教育委員会のほうで現時点ではこの前の総務文教委員会のほうの分割付託されました条例審議の中でも話が出ませんでしたので、今後の課題になるのか、調査の対象になるのか、その辺は私のほうではお答えすることはできませんけれども、基本的には44行政区にある公民館、あるいは先ほど言いました新しく行政区を分区するという形になれば、そういう各区の地区公民館の必要性というのも協議の中でお話をする対象になっていくだろうと思います。

○議長（不老光幸議員）　何か教育部は補足ありますか。ない。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員）　こういった細々とした問題がいろいろ出てくると思いますので、やはり時間をかけてですね、それぞれの自治会長さんとじっくりお話をさせていただきたいと思いま

す。

先ほど自治会の成立要件でですね、やはり自治会をつくるにはその行政区を設置する必要があるというふうにご答弁の中にあつたわけですが、これはその条例で行政区に1つ自治会をつくるというふうな条例の中にあるわけですが、先ほどから言っているようにその自治会というのは任意団体ですから、市民がみずから、例えばこの20戸なら20戸で自治会をつくるよといったときに、行政がそれはつくっちゃいかんよということは、これはもう下手すれば憲法第21条の集会・結社の自由に抵触する可能性も出てくるのではないかと、そこまで大げさにはならないとは思いますが、そういう可能性もあるのではないかとこのように思います。したがって、その何が基準になるかという、行政がその補助金を出す基準だと思ふんですね、補助金。結局、校区自治協議会なんかはその補助金を出すわけですが、校区自治協議会にも自分たちは入っていいよと。自分たちで自治会つくと、校区自治協議会にも入るよと。だけど、結局市がその補助金を出す規定の中にある一定の何というか規定みたいなのを設けて、そういう交付を行うことによって一定のその基準、行政が考える自治会の基準というのを示せるのではないかなというふうに思ふんですけども、それは何か考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 基本なお話を最初に答弁させていただきましたけども、本市が進めます行政区自治会という制度については、従来からの行政区の組織をそのまま区長を通じてじゃなくて、自治会と行政とで地域のパイプ役として今から協働してまちづくりをやっていきましょうということです。当然、その名称が自治会という言葉が使われましたので、それが自治会になるのかどうか分かりませんが、そういう団体を促進しようということではありません。

それと、補助金につきましては行政区の設置に関する規定の中で、そういう行政区をどういうふうな設置するよ、44行政区を設置するよという規定を設けております。

それから、地域支援補助金につきましては、校区自治協議会の範囲が各どここの小学校区についてはどここの区までがその範囲であるよということを定めておまして、補助金については平等割あるいは世帯割等を基準に定めながら規定を設けておりますので、そういう基準に基づいて交付していくことになります。

それで、新たな行政区につきまして設置がされた場合には、新たな行政区自治会を当然従来からもあつておりましたように編成をしていただくということなるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 確かに、その条例でそのように定められているんですけど、これはさっき申し上げたように憲法第21条にも抵触する可能性があるんじゃないかということは、これはもうあえて言っておきたいと思います。やはり、自治会は任意団体ですから、自分たちでこのグループをつかって自分たちの地域の問題は解決をしたいと。そういう有志が集まって、そういう任意団体をつくることは自由ですから、それを認めるか認めないかということは、行政

には言うことはできないというふうに私は思っています。

最後に、ちょっと私自身の意見なんですけども、今後でき上がってくる制度の中で市長に委嘱される6名のあの連絡協議会についてなんですが、私自身その役割がですね、余り見えてきません。自治会はさっきから部長もおっしゃっているように、それぞれが独立して行政と対等な立場にある団体なわけです。その横の連携は私も申しあげましたように必ず必要ですから、それは校区協議会とかそういったもので私は十分だと思います。独立した団体にですね、上部組織というのは必要ありませんから、単にその6名の連絡協議会というのが連絡調整を行うだけの組織だとしたら、その市長の委嘱を受けてまで行う必要があるのかなと私自身は疑問に思います。ただ、今回もう制度が既に変更されまして、行政側が制度変更を提唱して、議会のほうもそれに賛同をいたしました。ですから、その議会も行政もですが、住民の意識向上とか、あるいは制度的にやはりおかしなところ、これは少し不自然じゃないかと思うところは、やはりどんどん提案をしていきながら、それをよりよいものに変えていくような形で住民をバックアップしていかないと、なかなか住民の人たちにその法的な問題とかをいきなり言っても、難しいことがたくさんあると思います。特に、今年1年おっしゃったように経過期間ですから、行政側も議会としてもやはり全面的にその部分はバックアップして、よりいい制度をつくっていくような形で進めていかなきゃいけないと思います。私自身もこれからその住民自治ということ、それからこういった規約の内容についてもですね、できるだけ住民の方とたくさん協議をし、お話をする機会を持って協力をしていきたいと思っています。

先ほどから申し上げているように、やはり個々の自治会それぞれがすごく悩んでおられますので、行政としてもですね、自治会ごと、本当に一つ一つの自治会ごとに丁寧な対応をさせていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

[12番 大田勝義議員 登壇]

○12番（大田勝義議員） 議長の許可をいただきましたので、通告しております3点についてお伺いをいたします。

1点目は、児童・生徒の携帯電話学校持ち込みについてお伺いをいたします。

今や携帯電話はだれでもが持っている時代となり、非常に便利になりました。いつでも、どこでも通話ができるし、日常生活の中で切っても切れないものとなりました。その便利さの中で児童・生徒が犯罪に巻き込まれるケースも増えてきております。最近のニュースですが、6

月5日の朝日新聞では、佐賀県の職員が当時中学1年生を18歳未満と知りながら、わいせつな行為を行ったと報じられていました。児童・生徒とどのようなことから知り合いになるのか不思議に思っておりましたが、携帯電話のゲームサイト内の掲示板を通じて知り合いとなり、大人からねらわれるケースが増えてきているということです。また、メールによる誹謗中傷などの書き込みにより、いじめに発展することも多くなっています。

大阪府は、小・中学生の児童・生徒が学校に携帯電話を持ち込むことを、原則禁止しています。橋下知事は、大人になればいや応でも携帯電話から離れられなくなる。子供のうちは携帯電話から離れて、ゆっくり自分の時間を使ってほしい。まずは、家庭の責任で親が制限をかけてくださいとコメントを出しておられます。また、芦屋町でも小・中学生の携帯電話所持の禁止宣言を行っております。

本市といたしましても、小・中学生の携帯電話所持、また学校持ち込みについてどのようなお考えなのかお伺いをいたします。

2点目は、集団登校についてお伺いをいたします。

太宰府西小学校で話をさせていただきますが、集団登校は過去には年間を通じて行われてきておりました。理由は、子供たちが安全に登校できるように、また異年齢のつき合いが希薄化する中で、異年齢の交流ができればという環境づくりのために行われてきたと思います。学校にお伺いいたしますと、集団登校は4月いっぱい行われて、5月からは自主登校になっていると聞いております。都市化が進み、治安は決してよい方向へは向かっておりません。まだまだなれない新1年生を持つ親にとって、非常に心配ではないでしょうか。いろいろ問題はありましようが、せめて1学期の間新1年生がなれるまでの間だけでも集団登校ができないものか。PTA、学校等の協議も必要と思いますが、伺います。また、ほかの6小学校ではどのようにしているのか、あわせてお尋ねをいたします。

3点目は、通学路の横断歩道の設置についてお伺いをいたします。

学校周辺を見回しますと、横断歩道が消えて、車の停止線がわからなくなっているところが多々見受けられます。私は西校南交差点で交通指導を行っております。子供たちには信号を守るように、横断歩道を渡るようにと注意を呼びかけておりますが、肝心の横断歩道が消えては話になりません。筑紫野警察署との協議も必要かと思いますが、早急に調査され、対応していただきたいと思えます。また、ほかの学校の通学路の横断歩道はどうなっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

あとは自席にて質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1点目の小・中学生の携帯電話の学校持ち込みについてご答弁申し上げます。

学校への電話の持ち込みにつきましては、平成20年7月に文部科学省より通知があったところですが、国民の関心が大きいことから、再度今年の1月に通知がございました。その中身

は、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止とすべきこと。また、どうしてもやむを得ない事情がある場合は、保護者から学校長へ児童・生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に一時預かり、下校時に返却したりするなど、学校の教育活動に支障がないよう配慮することなどでございます。

本市の小・中学校におきましても、持ち込みはこの趣旨に沿って原則禁止としており、その多くは口頭あるいは文書により保護者あるいは児童・生徒に伝えております。なお、学校外においても使用もあることから、児童・生徒をネット上のいじめや犯罪被害から身を守るため、保護者を初めとする関係者に対し携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策について協議していきたいと考えております。

次に、2点目の集団登校についてですが、上級生のリーダーシップの育成や縦割り構成によって異学年間の交流が高まるという教育的意義も高いのですが、子供の数が減り、町内で班を組むことが難しくなったことや、適当な集合場所がないなどという一面もございますので、学校、地域、保護者間で十分協議をしていきたいと考えております。なお、太宰府市立の小学校で集団登校しているのは7校中2校で、ほかはグループ登校でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 3点目の太宰府西小学校付近の西校南交差点の横断歩道につきましてご質問にお答えいたします。

この西校南交差点の横断歩道は、ご指摘のように白いラインがかなり薄くなっておりまして、歩行者にとりまして横断歩道の位置が遠くからでは確認できにくくなっております。車両のたん停止線及び横断歩道につきましては、公安委員会で管理されておりますことから、これらの線の引き直しにつきまして筑紫野警察署へ要望いたしておるところでございます。

市内のその他の学校の通学路におきましても、西校南交差点と同様に路面標示のたん停止線や横断歩道のラインが見えづらいところがあることから、改めて市内全域を調査いたしまして、筑紫野警察署へ引き続き要望してまいります。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） まず、1点目からお話しさせていただきますが、原則持ち込み禁止ということでお話をされました。私もですね、新聞等でいろいろな情報を集めましたけれども、その中でですね、県内ですけれども、小・中学校の携帯電話の取り扱いについてということで、先ほど言われましたように文科省のほうで学校持ち込みは原則禁止というふうなことで通知が出されております。それから、県の教育委員会は2月に小・中学校に同様の通知をしているということですね、それは先ほどお話しができましたとおりです。それから、通知前の昨年12月に調査をしているわけですが、県内の小学校の763校中738校、そして中学校では350校中348校、ここが持ち込み禁止としております。それから、通知後の2月にですね、県の教育委

員会のほうで追跡調査を行ったそうです。そうしましたところ、小学校、中学校それぞれ1校が禁止、未決定っていいでしょうか、そういうふうになっているということで、実質100%に近い持ち込み禁止というふうなことになっています。

それから、先ほどですね、揚げ足をとるわけじゃないですけども、原則禁止ということでお話があっておりました。そこで、先ほどお話しされましたけれども、あえて再度確認したいんですが、原則禁止ということについて再度もう一度申し上げていただけませんかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） これは各家庭の状況によりまして、携帯電話を持たせている家庭があるということがございます。例えば、帰りの時間とか安全上そういったもので必要というような事例もございますので、そういった場合には持っているというようなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） ありがとうございます。

それからですね、これもちょっと資料取り寄せましたけれども、東京都の教育長の資料によりますとですね、これは所有率ですね、所有率になりますけれども、携帯電話の所有率につきましては東京都ではですね、小学生が38.4%だそうです。それから、中学生が66.4%。高校生になりますと96.2%ということで、この中にはどうしても女子のほうが所有率が高いという報告が出ております。

それから、携帯電話の使用につきまして1日当たりの平均的な使用時間といいますと、小学校では通話が12.1分、メールが6.3回、サイトが5.8分と。それから、中学校におきましては通話が8.3分、メールが21.3回、サイトが35分ということになっております。

そこで、お伺いをいたしますが、本市でのですね、所有率というのはわかりましょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 本市でどの程度所有しているかとか、またどの程度使っているかという調査は直接的にはしておりません。ただ、先ほど言われましたように東京都の例はございますが、文部科学省のほうから都市部と郡部というのに分けて所有率とか、また使用の頻度とか、または家庭でのルールのごあいとか、そういうふうな調査結果がございますので、大体その辺をめぐりとしてとらえているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） また、これは別のほうから探しましたけども、三重県の教育委員会、ここがですね、小・中学校の保有を規制すべきかということのアンケートに対して、親の73%が規制に賛成するというふうなことをしています。なぜかといいますと、一つはですね、GPS機能で子供たちの所在地、位置が確認できたりとか、いつでも連絡がとれて非常に利便性がある反面ですね、携帯電話などで有害な情報に触れ、犯罪に巻き込まれるケースも目立っていると。そういうことですね、73%の親がやはりその辺を心配してあるということですね。

それで、先ほど所有率についてもお話ししましたけども、この辺のアンケートについても別

にとられてはいないですよ。どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど申しましたように、特にアンケートをして調べているわけじゃございません。確かに、携帯電話の利便性と反面においていろいろな犯罪に巻き込まれる、そういうふうないろんなことがあるわけですが、やっぱり今後の社会ということを考えるときに、やはり携帯電話というのは避けて通れない話かなと思うときにですね、やっぱりこれだけ問題になっているのに業者といたしましよかね、そういうところそのフィルタリングとかいろいろなことが徐々に強化されているようでございますけど、そういうところに動いていかないと、全面禁止といたしても先ほどのように個別の事情があれば許可せざるを得ない。そういうことをすれば、それをよくない方向に使うような子供さんが出ることもあるというふうなこともあるなと思っておりまして、そういうところも期待したいと思っております。とりあえずは、やっぱり家庭でルールをどうつくっていただけるかということが一番ではないかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 伊賀市ではですね、インターネットの掲示板で子供同士のやりとりを把握して、いじめの芽を摘もうということで、市立の12の中学校の職員がネットの監視をするようになったということをおっしゃるわけですね。どういうことかといいますとですね、各学校に監視用の携帯電話を1台ずつ支給して、悪質な中傷やいじめに先生たちが交代で目を光らせているというふうなことのようです。それで、伊賀市の携帯電話の所有率はですね、これは2007年の調査になっておりますけども、小学校5年生で21%、中学生で70%ということになっております。そこで、インターネットのサイトの書き込みで嫌な思いをしたというところを調査したところ、これは中学2年生の女子ですけども、3割があるということで答えているわけですね。それで、全国的にはネットによるいじめや自殺に発展した例もあり、早く対処することが重要ですということをおっしゃっています。

そのことから、監視することによって一方では校区を越えた子供たちのつながり、それらがネット上で生まれている実態もわかってきており、教職員にとって今まで知らなかった子供たちの世界が見えてきているので、今後はこの情報は指導の現場に生かせるというふうなことになるようですね。

そこで、私一昨日ですね、伊賀市に直接電話をかけたんですけど、このことについてちょっと質問したんですけども、このようにするようなことになってですね、ネット上での書き込みが非常に少なくなったというふうなことをおっしゃっていました。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、各学校にですね、伊賀市がやっているような携帯電話を1台学校に置いて、そしてネットを監視するというふうな、これはアイデアだと思いますけれども、これについていかがでしょうか。何かお考えがあったらと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 三重県の伊賀市ですか。ちょっと情報を聞かせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） それからですね、これはですね、福岡の芦屋町ですね。先ほど冒頭で私申しましたけれども、ここではですね、波多野町長がですね、ここは「こども、脱ケータイ宣言」ということを行っているわけですが、このことについて宣言に賛否両論あろうが、大人が率先すべきと考えて、行政が行動を起こしたということで町長が述べてあります。

それで、その後ですけれども、宣言文があるんですけれども、この宣言文というのはパネルにしてありましてですね、三六判というんでしょうかね、縦が1.8m、横が約800mmということで書いてあります。これをですね、玄関、役場の玄関の柱、それから町立芦屋中の校門のフェンス、それから町内の8カ所にも取りつけて、それからポスターも商業施設などに13カ所張りつけているというふうなことです。

そこで、ここもですね、やはり町を挙げてこのことについてですね、取り組んでいっちゃるということです。これはどうかといいますと、やはり子供たちがもちろん携帯電話は学校には持ち込んではならないということになっているかもわかりませんが、学校外での使用もなくしないと犯罪被害を防げないという判断から、町を挙げてですね、携帯電話をできるだけ所持しないようにというです。

それともう一つは、家庭でそのことについて話し合うきっかけにしていきたいということで宣言を決めたということです。

それで、このじゃあ宣言文はどういうものかといいますとですね、携帯を持たない勇氣、持たせない愛、それから心が通う会話や温かなかわりがさわやかな子供を育てますと。そして、子供を携帯依存やネット犯罪から守るのは家庭の責任。このような宣言文になっております。

それで、芦屋町というのはそういうことですね、このことについては町を挙げて取り組んでいるようでございます。だから、参考になればと思って、今日そういうことでお話をさせていただきました。

それからですね、もう一つですけれども、これは筑紫野警察署に行きましてちょっとお聞きしたんですけれども、携帯電話による犯罪に巻き込まれた生徒は何人いるのかということで聞きましたところ、筑紫野警察署の管内では6名いるということですね、携帯電話で犯罪に巻き込まれる。その中に太宰府はじゃあいるのかということで聞きましたら、太宰府にも1名おりますと。これは中学生ですね。すべて中学生です、ということを言われました。

そういうことから先ほど冒頭で言われましたように、脱携帯電話、いろいろ事情はありましようが、できればそういうことで、携帯に依存しない社会が必要ではないかなという気が私はしております。いろいろ問題があろうかと思えます。親として携帯電話がどうなのかという点とか。

そういうことで、ひとつこのことについてよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、2項目めに入りたいと思いますが、ちょっと待ってくださいね。

集団登校についてですね。このことにつきましてはですね、私も長い間PTAのほうに携わっていたものですから、集団登校をやめた理由というのは、先ほど部長がおっしゃったようなこともありますね。子供が減ってきているということもありますし、集合場所がなくなったといいましょうか、そういう場所がないということですね。そういうこともあるかとは思いますが。

そこで、なぜですね、集団登校をやめたかという、この理由ですね。当時ですよ、私がPTAやっていたころですけども。そのときには集団で行くことでいじめに遭う子がいるということですね。だから、集まることによって嫌な子と一緒に会わなきゃならないということですね。それと、6年生になりますと、やはり全体を把握しなきゃなりませんので、責任が出てくると。だから、嫌だというふうなこと。それから、当時の教頭先生が親にアンケートをとられたんですけども、その結果賛成が大体60%だそうです。教頭先生いわく、80%ぐらいならそのまま続けたいけれども、60%では続けられないというふうなことを言われました。そういうふうなことから、このことが消滅したといいましょうか、集団登校がなくなったんだろうと思っております。

それから、先ほど7校中2校が集団登校をやっているって言ってありましたね。その学校はわかりましようか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学校はですね、水城西小学校と水城小学校です。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 水城小学校と水城西小学校が集団登校をやっているということですけども、これは、水城小学校はそれこそ今から二十二、三年前ですかね、不幸な事件が起きましたですよ。ちょうど私がPTAに携わっているころですから。今でも私は名前は覚えていますが、あえてここでは言いませんが、水城小学校の子供が青年ですよ、二十代の青年から連れ回されて、そして5号線に出て、それからずっと吉松のほうに行って、吉松の先の池の近くで殺害されたというふうなことがありましたですね。だから、そういうふうな苦い経験が水城小学校にはあったんですよ。だから、集団登校という形ですとずっとされているかと思えます。

それからですね、集団登校は先ほど言われましたように、いろいろ問題があるかもわかりませんが、私が言っているのは年間を通してではなくて、小学校の1年生がですね、やはり何とか1学期なれる間までですね。だから、今のところ入学しての1カ月間しかやっていないですよ。太宰府西小学校の場合はですね。だから、それをですね、1学期ぐらいまで何とかしていただければというふうな気がしております。といいますのも、私もあそこで登校指導しながら、やはり1人で行っている子も多々見受けられます。だから、グループで行っている

のはもちろんグループで集まって、そのいろんな場所に集まりながらグループで来ている子もおりますけれども、やはりどうしてもグループができていない子もいるみたいですね。だから、1人で行っている子供も確かにいるんです。だから、そういったふうなところも含めましてですね、再度お願いをしたいと思っております。

それから、3点目についてでございますけれども、これにつきましてはですね、先ほど言われたとおりだと思います。ぜひですね、横断歩道が消えているところがたくさんあります。そこを子供たちが渡っているわけですね。だから、ある意味では横断歩道がないところを渡っているような感じがしております。ドライバーからとりましても横断歩道がないとですね、どうしても停止線の位置とか思わずずっと先まで行ってしまう可能性がありますよね。もちろん信号機を見ていればいいんですけども、信号機だけじゃなくて、下の横断歩道も一緒に見えますからね。そうすると、停止線というのがきちっとわかりますから。だから、そういったふうなところでぜひともですね、筑紫野警察署公安委員会のほうと早々に協議をしていただいて、特に学校周辺の横断歩道につきましては早急に対応していただけるようお願いを申したいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております2項目について市長に回答を求めます。

初めに、緊急雇用創出事業実績と今後の経済危機対策関係予算の実施についてどのように市民に対応できたのか、回答を求めたいと思っております。

その内容としては、政府は平成21年度、平成22年度雇用情勢の厳しい状況の中、ふるさと雇用再生特別交付金2,240万円、緊急雇用創出事業2,970万円が市に交付されました。内容としては不十分なものですが、緊急雇用再生事業の積極的対策の実施が求められているのが目的です。問題点として、交付金は何に使っても自由な財源といいますが、総務省としては自治体の知恵を生かして、市民の雇用の創出につながる事業実施を求めています。補正予算の一般会計からの繰り出しも含め、緊急雇用としてどのような対応を行ったのかが基本です。

ところが、実施状況の内容を精査すると、平成20年度は臨時職員を4名雇用しているだけです。平成21年度は小・中学校の図書整理雇用を11名、保存文書、台帳整理雇用に2名、リサイクルボックス分別処理、落書き消去作業、違反広告物の除去処分、公共用地及び小・中学校の草刈り作業の委託事業に1,510万4,000円の予算支出が予定されております。私は本来失業対策、また前期高齢者、生活保護受給者等市内にはさまざまな生活困窮者がおられます。一日でも二日でも働きたい、その要望にこたえる必要が求められておりますが、行政当局としてはどのようにこの交付金を市民のために対応し、雇用創出事業を行うのか、精査、検討について回答をいただきたい。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として1億8,100万円がこの太宰府市に交付されます。これは雇用対策、地元中小企業に対する緊急保障、セーフティーネットに対して市の認定が必要であり、また一般保証、特別枠保証、無担保保証制度が創設されております。この際、以前にも質問いたしましたが、一般市民を対象とした貸付制度はありません。社会福祉協議会にこの交付金の預託を一部行い、貸付枠の拡大を行う制度も設けていただきたいと考えておりますが、この辺についても回答いただきたい。この制度については、健康長寿、子育て、安全・安心の確保等の経済危機対策関係予算が主な内容です。太宰府市としては市民及び中小業者育成の立場で予算の執行を今後どのように行うのか、具体的に回答ください。

2点の最後の質問については、生活困窮者の増加対応をするために生活保護実施及び国民健康保険税滞納者に対する交付手続についてです。

雇用失業情勢が厳しい状況の中、失業や生活困窮により政府は閣議決定を行い、厚生労働省社会・援護局保護課長、国民健康保険課より職や住まいを失った方々への支援の徹底について平成21年3月18日、また被保険者資格証明にかかわる政府答弁書について平成21年1月20日、各都道府県を通じて自治体に通知を行っております。太宰府市は県下の中でも生活保護受給者世帯は少ない状況ですが、年々増加傾向にあります。一例ですが、所得の少ない要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助申請も増加傾向であります。国民健康保険では、加入者数の12%が保険税滞納世帯数で、短期保険証の交付数も600世帯近くになっております。

このような状況の中で、福祉事務所の体制整備、ケースワーカーの増員、就労支援専門員の体制充実、雇用創出事業の実施に伴い財政的支援を受けることも可能であると政府は通達を行っております。そのために、人員体制がとれるような検討をされ、生活困窮者の早期発見や関係部課との連携協議や民生委員、児童委員との連携を図り、福祉事務所の窓口につながるような仕組みづくり推進を国が求めています。太宰府市は、福祉事務所の体制については人員及び今後の生活保護受給者体制について検討すべき課題だとしておりますが、どのように考えているのか明らかにしていただきたい。

また、近隣4市の中で国民健康保険税の均等割、平等割が一番高く、所得が200万円から300万円の所得中間層ほど国民健康保険税の負担が大変な状況になっております。県下の7つの自治体では、介護保険料も含め国民健康保険税の引き上げを行いました。国も失業、中小企業経営悪化など収入や所得の少ない人たちに対して国民健康保険法第77条及び44条の適用を活用し、減免や徴収猶予を行った場合はその自治体に負担増に対する助成を行うと国会での質問に答えています。

太宰府市は、以前は一般会計から繰り入れが行われておりましたが、現在では法定繰入金額だけであり、滞納金の増加に対応するために収支バランスをとるために、前年度繰上充当金で歳入欠陥に対応しています。健康保険制度については、社会保険や共済組合には事業主の負担がありますが、国民健康保険制度は保険料に対する負担は国保加入者です。近隣の自治体では、一般会計から繰り入れ、加入者の負担の軽減を図っていますので、以前のように一般会計

からの繰り入れをぜひ行っていただき、国民健康保険税の軽減を求めたいと思いますが、市長の回答を求めます。

再質問は自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の緊急雇用創出事業実績と今後の経済危機対策関係予算の実施状況についてご回答を申し上げます。

私は経営会議におきまして緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、あるいは地域活性化・公共事業投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金はもちろんでございますけれども、その他の臨時交付金につきましても、制度の趣旨によりまして事業の前倒しを図るなど、有効活用するよう指示をいたしておるところでございます。

全体的、詳細については、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、経済対策関係で詳細にわたりますので、私のほうから回答申し上げます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、解雇や離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の次の雇用へのつなぎの雇用、就業機会の創出を行うために創設されたものでして、今武藤議員がおっしゃられましたとおり太宰府市には2,970万円の内示を受けております。3月補正におきまして326万8,000円、今6月補正におきまして2,274万1,000円をそれぞれ計上させていただいておるところでございます。また、筑紫野太宰府消防組合における緊急雇用分として124万円を合わせますと、総額で2,724万9,000円となっております。

なお、国はさらに経済危機対策の中で緊急雇用創出事業の3,000億円の拡充を今国会で予定しております。前回の約2倍の規模となっていることもありまして、庁内各課に雇用創出の対象事業の検討を指示しているところでございます。

もう一つのふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、地方公共団体の直接実施は不可であり、事業の実施を民間企業等に委託し、事業費に占める新規雇用失業者の件数費割合が委託費の2分の1以上であることや、この基金事業終了後も独立採算で事業継続が見込まれるものを選定しなければなりません。要件が厳しく、使い勝手が悪いことから、太宰府市といたしましては現時点では事業計画を上げておりませんが、今後とも引き続き活用の検討をしてみたいと考えております。

次に、今後の経済危機対策関係予算の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算におきまして、経済危機対策として地域活性化・公共投資臨時交付金1兆3,790億円と地域活性化・経済危機対策臨時交付金1兆円が計上されました。

公共投資臨時交付金とは、国の経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるように創設されたものでございます。現段階におきまして、本市では小・中学校

の耐震工事や地上デジタル放送に対応するためのアンテナ工事などが対象となる見込みでございます。

次に、経済危機対策臨時交付金とは、地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるように創設されたもので、本市には1億8,100万円が内示されております。本市におきましては、2011年度からの地上デジタル放送開始に対応できるよう市内の小・中学校を初め、各種公共施設のテレビの買い換えや学校の環境整備などを中心に、緊急性の高い事業から順次実施計画に取り入れるとともに、地域の中小企業の受注機会に配慮し、9月議会において予算を補正させていただき予定で現在事務をとり行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用しました一般市民向けの貸付制度として社会福祉協議会に預託を行い、貸付枠の拡大を行う制度を設けていただきたいとありますが、現在九州労働金庫に預託を行い、市内居住者の労働者の方々へ生活の向上でありますとか、福祉の増進を期するための貸し付けを行っていることはご承知のとおりでございます。

一般市民などへの貸し付けは社会福祉協議会、県社会福祉協議会でも貸し付けの事業を行っております。今回の経済危機対策臨時交付金がこの貸付制度そのものに交付対象となり得るかどうか不明確な部分もありますので、調査研究が必要だと考えております。現時点では、当面既存の社会福祉協議会貸付事業制度を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まずですね、こういう国が緊急に行ったんですが、これに対してですが、まず県下の実情を調べてみましたら、やはりこの募集をしているわけですよね。太宰府市は先ほども言いましたように、平成20年度は4名で、今度は小・中学校の図書整理11名、文書保存整理に2名、あとは委託ということですが、この委託はシルバー人材センターか何かに委託されるんでしょうけど、やはり国から雇用創出ということになれば、福岡市もそうですが、福岡県の多くの自治体が国から来て一日でも二日でも働く場をという形で相談窓口を設置をして、こういう草刈りにしてもですね、そういうその落書きを消すにしても、そういう状況の中に市民のためにということになるわけですが、太宰府市ではそういう募集は一切なぜ行わなかったのかというのが1点ですが、この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 3月補正で今おっしゃいましたように今326万円で4名分ほど計上し、繰越明許として現在雇用しております。今議会に上げております6月補正でも、今言いましたように2,200万円ほど、延べで84名ほどの雇用の予定でございます。委託費も含めまして。そ

のような形で、ほぼ内示を受けた予算の大体ほとんどが今回の補正の中で消化するというふうな形になっておりまして、これ以上の事業になりますと予算の内示以上の事業というふうになるものでございますので、各課からの予定しておる考えられるもので今回は対応をしたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 総務部長、その84名の募集方法は登録をされた人、それからシルバー人材センターに早う言えば草刈りだとか、リサイクルボックスの分別、これはどういうふうな状況かわかりませんが、落書き、小・中学校とか公園用地の草刈りですが、これはどこに委託をするんですか。それとも、一般募集をして84名は集めたんですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的に、委託につきましてはシルバー人材センターのほうに委託するように考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、雇用創出というのは早う言えば市が補助金を出している団体、しかも出資をしているシルバー人材センターの方々をお願いをするというよりも、目的自身が雇用創出、失業したりセーフティーネットで失業保険はもう切れている、そういう人たちのためにと、これが目的なんですよ。緊急雇用。ところが、シルバー人材センターにというのは今まであるいろんな形でやっているところにやるよりも、なぜこういう補助金があるものを募集をかけてやらなかったのかというのが私の考え方ですが。それは何に使っても構わないって書いてますよ。委託もしてもいいとも書いてますが、本来の雇用創出、緊急事態だと。麻生首相がこれだけ景気回復のためにということですが、シルバーに登録された方、会員でないとかこういう仕事が回ってこないというよりも、はっきり言って60歳で退職になり、わずかな年金で一日でも二日でも働きたい、こういう状況の中にやるのが緊急雇用創出事業じゃないかというふうに思っているんですが。こういうその募集のうち84名の部分、実質には臨時職員4名と小・中学校の図書整理11名、保存文書、台帳整理2名ですが、17名はこれは登録された者を雇用したんですか。一般募集ですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回このことにつきまして臨時職員等の登録の募集を広報のほうにも掲載しましてですね、この辺の登録していただいた方の中から、今回雇用として臨時対応を行っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、何名ぐらいの応募があったんですか。以前からの登録されている者と新規に応募したのかと。緊急雇用創出によるその公募を行ったというのは、広報私いつも目を通しておりますが、そういうのは載ってませんでした。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 広報のほうで随時臨時職員の登録は行っておりますけども、そのことについてまた追加で登録してくださいということを掲載、載せております。

それと、緊急雇用創出事業につきましては、この交付金の対象事業というのが直接雇用もいんですが、地方公共団体がシルバー人材センター等に事業を委託することも可能ということで、対象事業として上がってきておりますので、効果として非正規労働者等のための次の雇用へのつなぎの就職機会の創出ということが目的でございますので、今おっしゃいますように広く呼びかけてたくさんの方が雇用できればベストかなと思いますけれども、補助金の枠の中で今回市としては対応をしてきておるものでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だからね、行政がやり方として国が国民の税金でこの不況をという状況の中で補助金が来た。だから、県下の中ではいろんな相談窓口を設けてやっている。そして、その再就職支援だとか緊急人材育成だとか就職支援活動、こういう国の予算があり、雇用創出として緊急雇用創出事業に3,000億円、それから生活福祉貸し付けの充実に702億円、それから住宅の入居の補助金だとか雇用、生活保護の適正な実施、それからセーフティーネットの貸し付けとして市が証明をすること、それから子育て応援特別手当、それから安心こども基金、高校の授業料、県の事業だとかですね、もうさまざまなものを国が出してきている。

こういう状況の中で、今のところ太宰府は最終的にはシルバー人材センターに委託をしてやろうとしているけど、本来からいうと一日でも二日でも働きたいという人たちはたくさんおられるわけですし、私としては2項目の質問状況にもなるんですが、生活保護の現在一般会計からの繰り出しは1億3,182万8,000円が当初予算にのっております。福祉事務所としてはですね、ぜひ働いてくださいとかですね、労働指導されている。そういう状況の中で軽作業としてこういう仕事がありますがとって、そこに行っていただくと、はっきり言って1日か2日で1万五、六千円ぐらいの収入があった場合は報奨金としてその金額がですね、本人のほうに幾らか生活保護に上乗せをされる。だから、そういう生活保護を受給されている方、そういう方々にもこういう窓口をあけるとかですね、やっていって、ある一定国の補助金も負担をより高率にするというのが基本じゃないでしょうかね。だから、わざわざ国からいただいた補助金の使い道が、私から言うならば間違っているんじゃないかと。何に使ってもいい、委託もしていいというけど、使い道が本来はどうあるべきかというのを私が聞いているんです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、経済危機対策関係経費というのは15兆円ほどの国費、そして事業規模で56兆円ほどの大きな数字として国のほうが今紹介をされてきております。その中にはたくさんのメニューがございまして、大枠では示されておりますが、それが各省庁のほうに分割されまして、そして各所管のほうにいろんな制度としておりてくるということで、今とらえております。そういうことから、今現在の緊急雇用としては今申し上げましたように3月補正、6月補正等を出してまいりました。先ほど申し上げましたように、まだ

この後にも1億8,000万円の内示を受けておる分も緊急でまた出してまいります。そのような形でさまざまなスタイルで早急に、スピーディーに地域経済への波及効果があらわれるような事業として、市としても取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、またいろんな詳細がわからない部分も、メニューもたくさんございますので、その辺が見え次第ですね、今ご質問の趣旨にのっとったような形で経済波及効果を即効果が発揮できるような形で予算計上等をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、国の交付金の7割を人件費に使いなさいという通達ですよ。それを市の外郭団体に委託をしまして、一番大切なその本当に年金暮らしで大変な状況、定額給付金について商工会に補助金を出して、プレミアムに1,000円つけただけで2日間でなくなった。この1,000円というこの重み、これが今の市の実態ですよ。そういう状況の中で、こういうお金をですね、どれだけ市民に行政が本当に真剣に考えているかというのをすべきじゃないかというふうに考えております。

それから、その間にちょっと先ほど部長が労働者には労働金庫がありますし、もうこれ以前も質問しました。ただし、今社会福祉協議会で貸してくれといっても、5万円が限度ですよ。しかも、保証人が要りますね。あなた検討したいと言いましたが、今度経済危機対策関係として行政に生活福祉基金貸付事業の拡充に702億円を国全体で交付したんですよ、702億円。だから、生活福祉資金貸し付けの事業がはっきり言ってこの1億8,100万円の中に入るとるんです。そのことをですね、やはりまず頭に置いていただかなきゃいかんと。ところが、社会福祉協議会に行ってもう原資はない。なかなかそういう状況ですが、労働金庫だとか事業をしている人ははっきり言って、この市の証明書をもらえればどのくらいまで借りれるかということ、もうさまざまな大きな金額まで貸してくれるようになってますよね、今度の場合、セーフティーネットの関係で。倒産としたとか、就職したとか、中小企業の関係とかありますが。まず、福祉事務所長だけでは判断できないと思うんですが。市長、本当に市民の方が困っております。やはり、労働金庫が利用できるというのは、労働組合の職員組合に入っているとかですね、ダイエーの職員組合とかいろいろあるようですが、本当に退職した、年金だけで生活しよるとか、国民健康保険の加入の関係もありますが、その資金をできれば今の社会福祉協議会の原資をですね、市からもう少し出してですね、枠を広げることができないかどうかは、今部長は検討したいということですが、その辺はもう少し国が今出した1億円の補助金の中にそういうものも含んでますよという指示ですが、これは検討いただけるかどうか。そして、結論をですね、もう予算上に上がってきますから。この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、現行の生活困窮者に対しますところの一時的でございますけれども、貸付事業制度がございます。これもむやみに増やしていきますと、貸したほうがいいのか、貸さ

なかったほうがいいのかというようなことにもなります。やはり、保証あるいは償還というふうな部分もございます。今、生活が困窮している一時的な形等々についても、いろんな要件がございます、私も社会福祉協議会の貸付制度を活用した形での相談は受けたことがございます。しかしながら、要件としてそこに財産があるとか、そういった形の中で貸し付けが要件に満たさないとかいろんなものがあるようでございます。今の5万円の範囲内でのものの貸し付けの限度額、そのものが10万円にとか、そういった形だろうというふうに思いますけれども、この辺のところ実態、状況等を把握しながら、その方向が可能であるかどうかというようなことを含めて、検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、私が言うようにやっぱり市民を大切にすればね、その制度を充実してあげないとね。今、借りたいと思っても担保があるとかですね、事業をしているとか、そういう場合について国が今そういう手を差し伸べているんですが、やはり市民ではっきり言ってそういう組織的な事業をしていない。退職している部分、それから一時的に就職するまでの間とかですね、その窓口は今市にはありませんし、社会福祉協議会しかありませんから、そこに市が出資をしてやはり枠を少し上げるような状況。今、社会福祉協議会だってたった5万円借りるのに保証人が要るんですよ。だから、無担保、無保証は国ははっきり言って制度化してきたんですね。ただし、今の社会福祉協議会は保証人がありますが、そういうものもぜひ検討していただきたい。

それからですね、この1億8,100万円の中で小学校の耐震化、それからデジタル化、少子化、安全・安心という状況ですが、このこういう部分に使っていきたくい。ところが、小学校の耐震化はどのくらいの部分を考えているのか。それから、小学校の教室全部あのテレビをかえるのか、それともケーブルにつなげばデジタル化に対応できるわけですけど、そういう方法を考えるのかどうか。少子化対策については、どうしようと思っているのか。安全・安心という状況の中です、やはり火災警報機が義務化されますが、ある一定所得の少ない人たちにはそれなりに少しは補助をするとかですね、こういうものが考えられるのかどうか。それからですね、小学校の耐震化の問題がよく出てきますが、市営住宅も昭和五十二、三年ごろ初めて太宰府の五条にできましたが、西方沖地震で大変クラックが入って雨漏りがするようになったりしていますが、こういう市営住宅のああいうそのリフォームは考えていないのかどうか。この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 先ほど言いましたように、1億8,100万円の内示を受けておりますが、それ以外にもですね、まだまだ明確になっていない交付金等もございます。そういう中で今後検討してですね、9月補正までにはとにかくつくり上げて、9月補正までに計上をしていきたいというふうに考えております。その中で対象事業として該当すればですね、緊急性の高いものからやっていきたくい。もちろん、その中に市営住宅等が入ればですね、工事等でやっていき

たいというふうに検討したいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、経済危機対策臨時交付金ですから、この経済を活性化するために中小企業、そのデジタル化というとテレビ全部買いかえるというと、大手のテレビメーカーが来て全部やってしまうんですね。耐震といっても、本当にこの耐震は地元業者を中心に仕事をさせるかどうか。次から次に建設業者が倒産してますが。そして、安全・安心といえそうですね、やはり以前も原田議員が質問されていましたが、火災警報機が完全に義務化されるんだけど、所得によってはある一定の補助金も出してやるのかですね、そういう計画。それから、この市営住宅、ちょっと問題があって、あなたのほうにも相談が来ていると思うんですが、クラックが入って雨漏りがし出して、トラブルが出たというような状況があるんですが、もう30年近くたっていますし、そういう整備もやっていく。そして、この1億8,100万円について今後具体的に私どもに議会で審査もいただくわけですが、やはり当局としてどれだけ市民にこの緊急雇用を含め、そして経済危機対策をどう解決していくかはですね、執行部の中で検討していただいて、議会のほうに提案をいただく。そして、私どもと一緒に審議をし、市民に返すようにしていきたいと思いますので、1点目は終わります。

じゃあ、2点目の回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 生活保護の相談件数を見ますと、今年の1月ごろから著しく増加をしております。前年の同時期と比較をいたしますと、2倍以上の相談件数となっております。それに伴いまして保護開始件数も増えておりまして、昨年来の経済不況が大きく影響しておるものと考えています。この景気の低迷につきましては、今後も続くものと思われまます。さらに、保護申請が増えるものと予想されますことから、福祉事務所の体制整備を図るため、今年10月から面接相談員を配置をいたしまして、体制強化に努めていきたいと考えております。

次に、失業対策としての国民健康保険税減免実施についてでございますけれども、個々の事情を見きわめながら個別に検討していきたいと考えております。滞納世帯に対します保険証の交付につきましては、病気等で急ぎ受診が必要な場合など事情をよく伺いながら短期証の交付を含め、納税相談の中で柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、一般会計からの繰り入れについてでございますけれども、国民健康保険事業は独立した会計でございまして、運営していくのが原則となっております。医療保険としての独立性を基本にしながら、法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、今後の国保会計の推移を見守り、判断をしていきたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 稼働能力がありながらも就労の場がなく、生活困窮に陥り、やむな

く保護を申請するという状況が多く見受けられます。これらの現状に対応すべく、福祉事務所の体制整備を図る必要があります。現在、ケースワーカー1人当たり受け持ちは100世帯となっております。国の標準80世帯を大きく超えております。このため、面接相談、申請受け付け、各種調査、家庭訪問などの業務に支障が出てきております。生活保護に関する専任の面接相談員を配置することによりまして、他の法律や他の施策の活用も含めたきめ細かな指導援助の実施及び処遇困難ケースに対する指導、援助体制の整備強化を図ることができると考えております。また、あわせてケースワーカーの負担軽減が図られるものと思っております。この面接相談員につきましては、国の補助事業でありますセーフティーネット支援対策事業費補助金の体制整備強化事業の中で配置を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、あなたのほうにですね、平成21年3月18日厚生労働省社会・援護局保護課長から福岡県を通じて通達が来たと。そして、まず福祉事務所のこういう不況時にですね、職員体制を充実しなさい、ケースワーカーの増員、それから事務補助員、就労支援専門員の体制を充実しなさいと。そして、これの人員体制については10分の10の国庫補助を対応しましょうと。緊急雇用創出事業が実施され、生活保護制度円滑実施支援事業を各自治体に指示をしているところです。特に、生活困窮者の早期発見を行いなさい。水道料金がたまっている、それから家賃がたまっておるとかですね、そういう生活困窮者を民生委員や児童委員と一体となって解決を図るよという通達が出されていることはおわかりだと思うんですが。

現在、県下の中でも太宰府市は生活保護世帯数については小郡に次いで少ない自治体ですが、やはり高齢化してくる。それから、どんどん生活困窮、年金だけでは暮らせない、失業しているという状況で増加傾向にあります。現在の状況では世帯主の指導ではないんですよ。1世帯当たりにはやはりあればどういうふうに指導していくのかですね。だから、今の体制でいくのかどうか。ある一定、県に出した要望を見ますと、福祉事務所の体制については人員を要望しているということは、市は要望したものの、要望したけど今の財政じゃできんと。自立支援センターの実施については、実施の予定はないと。そういうホームレスだとか緊急一時施設については、実施の予定はないと。それから、生活困窮者の早期発見については、ここだけは実施しているという県にあなた方が回答したんですよ。記憶になかろう。私のところにはいろんなものが入ってくるんでね。だから、問題は国が補助金まで出しましょうと言っているんですが、あなたがその職員を増やしてほしいと思ってもあれでしょうけど、市長今から先こんな100年に一度の不況時ですけど、やっぱり福祉事務所も強化しないとね。不正受給は私はいけないと思うんですよ。だから、さっき話したように、やはり自立をどうさせていくかというの必要です。だから、一番問題はですね、今太宰府市で皆さん気がつくと思うんですが、ホームレスが見つからないでしょう。以前は、いきいき情報センターの昼間ずっと座っておられました。暑いときには図書館におりましたですね。それが今見当たらないというのは、そう

いうセーフティーネットという国の制度で、住居を一時的に3カ月間家賃の敷金も含めて、早う言えば国の制度で福祉事務所が具体的に指導してくれたんですよ。だから、今市内にホームレスがないと。ただし、これは3カ月間の限定ですよ。この人たちに仕事をどうしてもしてもらわなきゃいかん。ずるずると健康である人に生活保護受給するというのもまたおかしくなるでしょう。この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） ホームレスの仕事の指導につきましてでございますが、ホームレスの方につきましては福岡県から調査依頼が参りまして、目視をして決められた何月何日の何時から何時の間に見て回って、そこにおられたらそれはホームレスという報告をなさいという福岡県からの報告要請でございます。太宰府市からはホームレスはいないという報告をしております。

また、仕事をしたいということであれば、まず私どもの福祉事務所にご相談においでいただくことが原則でございます。こちらから出向いて仕事をどうでしょうかということにはならない。あくまでも、本人また周りの方のご支援があつて、福祉事務所に相談があつて初めて相談がスタートすると、こういう制度でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、さっきも言いましたようにね、非常勤でも対応しなさいという通達が出ているんですよ。それで、非常勤職員にはっきり言って保護台帳、それからレセプト、そんないろんな部分をさせる、そしてもともとの生活困窮者に指導すると。やはり生活困窮者には受給させるというのが出ていますし、市長、福祉部長と含めてですね、福祉事務所と今の実情、年々増加してくる中で対応できない、トラブル続きじゃ問題がありますので、ぜひひとつ内部検討をしてですね、福祉事務所の充実をしていただきたいと。

残りもあと十三分になりましたが、ちょっと国民健康保険の問題について次の質問に入ります。

まず、お聞きしますが、納税課、税務課職員がですね、大変納税に努力いただいて徴収率も大変向上しておりますが、やはり固定資産税だとか市民税が最優先されて、最終的には国民健康保険税が滞納になる経過があります。それで今、健康保険証を送っていただきましたが、やはり健康保険証はあなたは資格がありますという白い健康保険証が送られております。だから、そういう滞納世帯、私の手元にありますのは、昨年9月15日現在で1,127、前年よりも少し減っております。短期の部分についても、前年よりも、6月よりも少なくなっておりますが、子供のいる世帯として乳児が12、小学生が35、中学生が28、こういう状況になっておりますが、まず以前質問をしましたように、子供には何も罪もないという状況の中で、この方たちにはまず健康保険証を送られたのかどうか。それから、滞納者には資格証明書を送付したのか。この辺をまずお答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まず、子供さんの保険証でございますが、義務教育までの子供さんのおられる保険証については、全員送付をいたしております。

それから、資格証明書でございますが、410世帯に送っております。これは前年度と比較しますと、マイナス17となります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、あなたが国民健康保険の加入者で滞納しておりますよ、資格証明書があります。これを持っていけば、普通は3割負担ですが、10割負担で治療ができますよと言いますが、国が通達を出したのははっきり言って緊急やむを得ず滞納者でも特別な事情があれば短期の保険証、この早う言えば資格証明書を短期保険証にかえるということをしてですね、特別な事情という問題が出てきましたが、国保年金課でそれを対応するのか、納税課で対応するのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 対応につきましては、国保年金課で対応いたします。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そこで、国が言い出したのは後期高齢者で、無年金者で健康保険証の取り上げはできるだけ病気にかかっている人について、また病気にかかろうとする人には取り上げてはならない。国民健康保険も特殊な事情があれば、滞納者にも健康保険証を出しなさいという通達が出ました。だから、それを守っていただきたい。

ところが、今の太宰府の国民健康保険連結決算しまして、今までは国民健康保険というのは長年1本でした。ところが、いつの間にか次から次に国民健康保険の業務というのは大変な状況です。前期があったり、後期があったりですね、早う言えば介護があったりですね、老人医療とかもういろいろ実務も大変な状況であれですが、今春日市も那珂川町も筑紫野市も、それから大野城市もやはり一般会計から繰り入れを行っております。それなりに太宰府市の国民健康保険というのは応能応益や均等割もこの辺高いわけですが、このままだと国民健康保険が赤字になる可能性があります。太宰府市はどういうわけか知りませんが、医療機関も多い関係があるかわかりませんが、先ほども質問あっておりましたが、どうしても基金もないと。基金も10万円そこそこしかないですよ。これでインフルエンザが起こったり、何か大きな病気があったらもう大変ですよ。だから、それなりに一般会計からの繰り入れを、経過を見て判断ということですが、以前は私も国民健康保険の運営協議会をずっと長くさせていただいたことがありますが、一般会計から繰り入れてどうにかこうやっていたんですが、それなりに一般会計に繰り入れていただいでですね、やはり安定化する必要があるんじゃないかと。そうしないと、連結決算じゃ完全な国保の国民健康保険赤字になりますが、その辺は今年の判断が必要になってきますが、今年は繰上充当しましたからどうかいいですが、来年どうするのか。だから、その判断力が早く求められますよね。その辺、最後に市長の考え方を。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいまご指摘のように、現在の国保事業等については収入のほうが入りが少ないというようなことがありまして、赤字を出しておるのも事実でございます。そういったことがありまして、一昨年税率の改定をいたしました。累積赤字が今年までございます。来年度等については税率をアップしておりましたので、その辺のところ等については吸収できるのではないかなど。そのことが何年継続して黒字に転換するのかなというふうなことについては、医療費の伸びとの絡みがございますので、ここの中で断言はできませんけれども、一時的な形として数年は黒字のまま行くのではないかなというふうに思っています。ただ、国のほうが国保の改正を行うようでございます。中間の部分に負担が来ないように、限度額を引き上げるといふような新聞報道等もございます。私どもはこの医療費の問題、国保の問題等々については、むしろ県市長会、あるいは九州市長会、全国市長会通じて医療費の一本化の問題、大きく言いますと一元化をしてほしいというふうな要望をしておるところでございます。

それから、一般会計の繰り入れ等々については他の社会保険あるいは職域保険とのバランスもありまして、これは限界があるのではないかなど。一定程度独立採算制でございますので、そういった営業、あるいは経営努力をした中で判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひ国の緊急雇用創出事業として、経済対策として1億8,100万円、これを本当に経済対策としてこの地元の雇用や中小企業の育成、市民が安心して暮らせるような形で検討をいただきたいのと、平成21年3月10日に生活保護関係の通達、それから平成21年1月20日に国民健康保険に対するこの支給と補助の内容の通達が出ておりますので、やはりこの内容を含め今後緊急雇用や福祉、健康保険の運営についてはですね、国の指示に基づいて運営をしていただくことを強く願って一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~